

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【389】

2. 日時：令和5年2月9日 13時30分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他21名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ スタッフ副長 他1名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長代理 他4名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 主任※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁イトウです。それでは、島根 2 号機の設工認のヒアリングを始めたいと思います。中国電力から説明をお願いします。
0:00:13	中国電力内藤です。
0:00:15	まず本日のC、の説明の進め方ですが、本日主に、
0:00:20	大きく分けて 2 件ございまして、前半で主な説明事項、審査会合案件についてご説明させていただきたいと考えております。
0:00:30	その後、コメントの確認を実施させていただきまして技術基準要求機器リスト、設定根拠、基本設計方針を、通しでご説明させていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。
0:00:47	規制庁イトウですはい。それでお願いします。
0:00:51	中国電力の内藤です。
0:00:53	それでは資料確認させていただきます。
0:00:57	資料は本日、全部で九つになっております。
0:01:00	まず、
0:01:01	裁判をさせていただきます。問 1 資料 1 としてN-Sに他 067 回 13、
0:01:12	世にとして、N-S2 他 071 回 09、
0:01:19	資料 3 として、N-Sに他 30、1 回 01。
0:01:27	資料 4 としてN-S2.1-022 回 02。
0:01:34	資料 5 としてN-S2.1023 回 02。
0:01:41	資料 6 としてN-S2 ほか 135 回、01。
0:01:48	資料 7 としてN-S2 他 041 回 10 番。
0:01:53	資料 8 として、N-S2 期 067 回 02。
0:01:59	資料 9 としてN-S二期 073 回 04 になります。すべて 2 月 3 日提出済みのものになります。資料はおそろいでしょうか。
0:02:12	規制庁伊藤です。はい。そろってます。
0:02:17	中国電力の内藤です。それでは資料 1 を用いまして
0:02:22	しまい、2 号機工事計画認可申請補正に係る論点整理についてご説明いたします。
0:02:29	資料 1 の 1 ページ、右肩 1 ページをお願いいたします。
0:02:36	説明内容ですが工事計画認可申請補正に係る論点としまして、
0:02:41	2018 回審査会合にて示した主な説明事項を含めてその後、審査の中で論点として整理された項目について、
0:02:50	審査の中で確認された内容を整理してご説明いたします。
0:02:56	項目としては表の中に示してるものでございまして、ナンバー3-5、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:02	が、今回新規で追加させていたもんいただいたものになりまして、
0:03:07	除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う浸水防止設備の変更になります。こちらの
0:03:14	設置変更許可申請書添付書類 8 関連での記載が、設計変更によって変更になっているというところで新規で追加させていただきました。
0:03:26	右肩 2 ページをお願いいたします。
0:03:33	火災感知器の配置についてですが、2019 年 2 月 13 日の火災防護審査基準の一部改正にて火災感知器について消防法に従い設置することなどが追加となっております。
0:03:49	シバ 2 号機における火災感知器の配置につきましては、煙感知器及び熱感知器については、消防法施行規則第 23 条第 4 項に従い設置しております、
0:04:02	改正後の火災防護審査基準にも適用するものであることを確認しております。
0:04:08	2 ページの表 1 と 3 ページの表 2 に、県煙感知器の配置を説明した一覧表の例と、熱感知器を支配の配置を示した。
0:04:20	一覧表の例を示しております。
0:04:23	3 ページの方で、3 ポツのところには、説明図書として
0:04:29	冷え、
0:04:31	過去の審査の中でご説明した。
0:04:34	火災防護に関する説明書に係る補足説明資料というものをつけさせていただきます。いただいております。
0:04:43	資料構成につきましては、先行プラントの記載を参考に、基本的には 1 ポツ概要、2 ポツで確認結果、3 ポツで説明図書、
0:04:54	類構成とさせていただきます。
0:04:57	続きまして 4 ページをお願いいたします。
0:05:03	D/W水位計設置高さの変更になります。
0:05:08	概要のところですが、原子炉格納表記画面、ベント管の施工誤差を踏まえ、D/W水位計、原子炉格納容器床面+1.0メートルの設置高さを
0:05:22	原子炉格納容器画面+0.9メートルに変更するものでございます。
0:05:28	当該水系は、ペDESTAL代替注水系可搬型による注水停止の判断を目的に、ベント管下端高さへの設置を計画しておりましたが、
0:05:40	ベント管等の構造物には施工誤差があるため、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:46	変更を変更するというものでございます。この変更に際しましては、有効性評価に影響がないことを確認した上で施工誤差を考慮しても確実に検知できる設置高さに変更しております。
0:06:00	5 ページをお願いいたします。
0:06:05	確認結果としましては有効性評価解析への影響についてご説明いたします。
0:06:11	有効性評価の格納容器破損モード。
0:06:16	溶融炉心コンクリート相互作用で想定される事故シーケンスにおいて、原子炉圧力容器破損後のペDESTAL代替注水系可搬型による、
0:06:27	デジタル注水の停止判断としましては、ここで示しております 1 から 3、
0:06:32	の基準がすべて、
0:06:34	成立したことをもって実施することとしております。
0:06:40	1 から 3、
0:06:43	についてはすべて成立の図 2 を見ていただきたいんですが、図に示します通りすべての条件が成立しますのは、事象、
0:06:53	発生 12 時間後の都丸さん、格納容器圧力 384kPa、
0:07:01	未満というところが成立するタイミングになっておりまして、
0:07:05	②のドライウェル水位がベント管下端位置に到達する基準となる水位を、
0:07:11	減少格納容器床面+0.9メートルに引き下げた場合でも、有効性評価への解析には影響がないことを確認しております。
0:07:25	続きまして 6 ページをお願いいたします。
0:07:31	第 4 保管エリアの形状変更になります。
0:07:34	と変更前の第 4 保管エリアにおきましては、埋戻し同町に配置する、及び及び、
0:07:42	自主対策設備が可搬型重大事故等対象設備に近接していることから、離隔距離のさらなる裕度確保を目的に、第 4 保管エリアの拡張を行い、
0:07:54	漏えい拡張部に一部の予備及び自主対策設備を配置することといたしました。
0:08:01	確認結果のところですが第 4 保管エリア周辺には、倒壊及び損壊により、営業部恐れのある構造物タンク等が存在しないことを確認しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:15	他エリアにつきましては一部埋め戻し度が存在いたしますが、作業成立を期待している可搬型重大事故等対処設備はすべて岩盤上に設置すること、配置することから、
0:08:28	重大事故等対応の成立作業成立性に影響がないことを確認しております。
0:08:34	また拡張部につきましては埋め戻しとでございますが、可搬型重大事故等対処設備、アクセスルート岩盤部に対して十分な離隔距離の確保可能であることから、
0:08:46	重大事故等対応の作業成立性に影響がないことを確認しております。
0:08:53	右肩 7 ページをお願いいたします。
0:08:57	図 1 に、第 4 保管エリアにおける可搬型設備の配置について、変更前変更後を示しております。
0:09:10	右肩 8 ページをお願いいたします。
0:09:12	続きまして、保護者性物質吸着材の設置箇所の変更についてご説明いたします。
0:09:19	地下水位低下設備におきましてはくみ上げた地下水を確実に海に排出排水するために排水経路を変更し、図 1、
0:09:30	に示します現状の雨水排水炉集水柵ナンバー3 排水炉の下流側に雨水排水と集水松尾新設することから、
0:09:41	放射性物質吸着材の設置場所、
0:09:44	雨水排水炉集水柵ナンバー3 排水炉を、
0:09:49	下流側に新設する、薄井。
0:09:53	田井水路集水柵に位置を変更いたします。
0:09:57	確認結果とここですが雨水排水炉集水柵ナンバー3I水路の設置位置の変更による移動時間の増加がなく、
0:10:08	放射性物質吸着剤の重量増加もないことから、放射性物質吸着剤の再設置作業、
0:10:15	時間に変更がないことを確認しております。
0:10:20	9 ページをお願いいたします。
0:10:24	こちら、この放射性物質吸着材の設置箇所の変更につきましては、第 1、
0:10:31	1036 回審査会合で概要をご説明してはおりますがそこから説明内容に変更がございますので、3 ポツとして、前回説明からの変更点。
0:10:43	を示しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:46	全台 1036 回審査会合におきましては、放射性物質吸着材の設置箇所のうち、雨水排水の集水柵 2ヶ所を 1ヶ所に集約すると。
0:10:57	いうことをご説明しておりましたが、排水経路の設計進捗に伴いまして、雨水排水の集水柵。
0:11:05	動き放水槽ミナミを放射性物質吸着材の設置箇所として再設定し、
0:11:12	設置箇所の集約を取り止めております。
0:11:16	本変更に伴いまして雨水排水の集水柵の寸法変更を行いまして、放射性物質吸着剤の重量を見直しておりますが、
0:11:27	当該重量は雨水排水を集水柵に設置可能な量で、かつ放水によって生じた干す汚染水が排水可能な形状の体積と密度を基に設計しておりますので、
0:11:41	吸着剤流量の設計として妥当であると考えております。
0:11:46	放射性物質吸着剤設置箇所の集約取り止めに伴いまして、設置変更許可申請書に示す設置箇所数に戻すことから、放射性物質吸着剤の設置作業時間の変更はないものと考えております。
0:12:02	N2 に放射性物質吸着剤による、
0:12:07	高井ウエノ。
0:12:09	放射性物質の拡散抑制の設置位置図、
0:12:13	につきまして変更前と変更後で示しております。
0:12:19	右肩 10 ページをお願いいたします。
0:12:22	除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う浸水防止設備の変更になります。
0:12:28	10 人系ポンプ及び配管は、浸水防止重点化範囲であるし、取水槽、海水ポンプエリアに設置する計画であったため、基準地震動 S_s による地震力に対してバウンダリ機能を保持し、津波を流入させない設計としておりましたが、
0:12:46	浸水防護重点範囲外である取水槽除じん機エリア、
0:12:51	移設することとしましたので、移設に伴う影響を、
0:12:55	評価しております。
0:12:57	陣形ポンプ及び配管は、浸水防護重点化範囲外へ移設され、浸水防止設備の対象外となりますので、津波設計の
0:13:10	与える影響はないことを確認しております。
0:13:12	なお移設に伴い発生する開口部、本文治水部及び配管貫通部につきましては、
0:13:19	周辺の周囲の断面性能と保存なりを閉塞する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:25	閉塞いたします。
0:13:27	図 1 に、除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う変更概要図を示しております。
0:13:35	右肩 11 ページ 12 ページには、審査会合における主な説明事項の説明状況を示しております、12 ページのところでは今回、
0:13:45	本日ご説明している内容について今回説明としております。
0:13:50	なお、今回説明の内容に加えまして、土建側でも、次回会合で説明予定のものがございます。
0:13:58	資料 1 の説明については以上となります。
0:14:02	続きまして資料 2 につきましては、資料 1 の 3 ポツでお示したへ。
0:14:09	過去にご説明しております。
0:14:12	添付書類等補足説明資料を取りまとめたものになっております。
0:14:17	内容の説明は、
0:14:19	ご説明済みというところで割愛させていただきまして質疑の中で必要により、説明させていただければと考えております。
0:14:27	資料構成のみ簡単にご説明いたします。
0:14:31	資料 2 の 2 ページのところから目次がございますが、通しページの 2 ページのところから受けてございますが、
0:14:41	最初の、
0:14:43	2-2 の火災感知器の配置の説明当初、
0:14:47	としまして、
0:14:52	浅井火災防護設備の補足説明資料、
0:14:56	を示しておりますそっから抜粋したもので 3-7 のところを抜粋させていただいております。
0:15:03	その下の方 3-1、トラベル水系設置高さの変更の説明当初につきましては、計測制御系統施設の補足説明資料から抜粋させていただいております。
0:15:16	3 ページをお願いいたします。
0:15:18	3-3 の第 4 保管エリアの形状変更の説明図書としましては、
0:15:25	保管場所アクセスルートの添付書類、
0:15:29	それとその補足説明資料を示しております。
0:15:33	3-4 の放射性物質吸着材の設置箇所の変更の説明当初につきましては、
0:15:39	宇津技術基準要求機器リスト。
0:15:43	あと 4 ページのところですが、設定根拠に関する説明書、別添

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:49	の抜粋したもん。
0:15:51	あとは、
0:15:53	設定根拠に関する補足説明資料のうち放射性物質吸着材の設置変更、設置箇所の変更についてというところを抜粋しております。
0:16:04	3-5 の除じん系ポンプ及び配管の移設に伴う浸水防護施設の変更の説明図書につきましては、津波への配慮に関する説明書に係る補足説明資料からへ当該部を抜粋しているものでございます。
0:16:17	収入の説明は以上となります。
0:16:27	原子力規制庁イトウですはい。説明ありがとうございました。そうするとちょっとこちらから確認なんですけど、
0:16:34	まずその火災、最初の火災の感知器の配置のところなんですけど、
0:16:43	青函つきのはず 2 ページです。2 ページのパワポの 2 ページで、
0:16:48	確認結果で、煙感知器及び熱感知器については、障防法規則に従い設置しており、
0:16:56	改正後の本基準には適合する誰も、
0:16:59	適合するものであることを確認したということなんですけど。
0:17:02	ここには書いてあるんですけども、基本的にこの規則通りに設置消防規則通り設置できない箇所とかっていうのはもうないっていう認識でよろしかったですか。
0:17:22	中国電力内藤です少々お待ちください。
0:18:01	中国電力の松永です。消防法施行規則通りに、感知器を設置する方針としております。以上になります。
0:18:10	いやあ、あ、わかりました。ないですか。
0:18:17	は、きちっとイワサキです。衛藤。
0:18:21	今のところ、
0:18:22	この感知器って置いてないんですけど。
0:18:30	中国電力の松永です。炎感知器の設置している箇所がございます。
0:18:34	以上です。
0:18:36	この感知器は、規則、生保施行規則通りにいてるんですけど。
0:18:47	中国電力の松永です。炎感知器の設置箇所として、原子炉建物の
0:18:52	オペレーティングフロア、最上階になりますけども、そちらに対しても消防法施行規則の
0:19:10	失礼しました。消防法施行規則の
0:19:18	23 条の第 4 項、
0:19:21	に従いまして設置する方針としております。以上になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:29	ちなみにここ、
0:19:31	湯煙熱、
0:19:35	ほぼ除いてるのって、
0:19:38	何か理由あるんですかね。
0:19:53	中国電力の松永です。
0:19:56	少々お待ちください。
0:20:04	中国電力の松永です。
0:20:06	煙感知器と熱感知器に絞っている理由としまして、消防法施行規則にて、設置個数あたりの床面積等が規定されている感知器が、
0:20:18	煙熱感知器のみであることから、この2件、
0:20:22	を記載している、記載している方針としております。以上になります。
0:20:34	聞いたやさきで整理についてわかったんですけど、
0:20:39	ファンチキンを置いてて、この本事象ソースを規則通りに置いてるんだったら、
0:20:47	変えた方がいいんじゃないんですかねかだけお時間がありますけど。
0:20:53	ここですか。
0:20:59	中国電力のミナクチです。少し補足をさせていただきます。
0:21:04	島根における感知器の設置方針については安全審査の際、
0:21:10	からですね、消防施行規則通りに設置する面をご説明させていただいておりますが、先ほども言いました通り、権利感知器及び熱感知器については、
0:21:22	消防法施行規則で
0:21:25	数量が決められているというところもありまして、そちらについては詳細な設計の話になりますので、安全審査においては説明ができて、
0:21:35	ないところございました。
0:21:38	工認においてですね、補足説明資料の中で、リアごとの設置するということと具体的なご説明をさしていただいたと。
0:21:46	いう経緯は覚えまして、
0:21:48	一方炎感知器につきましては、個数が、決められたものではなくって、
0:21:55	そのエリアを監視できるというところでもありますので、
0:22:01	その内容についてはですね、青井審査における報酬とですね、さらに深掘りした説明が必要というところではなかったのも熱と煙と。
0:22:14	いう形ですね、バクフィット案件の中では御説明。
0:22:18	安心いただいております。以上です。
0:22:25	規制庁八木沢わかりました。許可、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:30	フォロー、
0:22:32	許可の方針から、
0:22:34	この感知器は、
0:22:36	個数とか関係ないから、
0:22:39	特段細かく説明。
0:22:41	しなくても許可通りであるので煙と熱に絞ってるってことですかね。
0:22:50	中国電力の松永です。ご認識の通りでございます。以上になります。
0:22:59	企業イワサキ最後わかりました。
0:23:02	いいですか。
0:23:26	ミナカワですけど。
0:23:28	いいですか。
0:23:29	イトウですはい、どうぞ。
0:23:32	すいません。ちょっと確認なんですけど、
0:23:37	火災感知キーのバックフィット事業者が説明したい内容って何なんでしたっけ。ちょっとそれをもう1回教えてもらっていいですか。
0:23:51	中国電力の松永です。バックフィットとしまして、感知器が、消防法施行規則通りに設置することというふうな、
0:24:01	ことでバックフィットがかかっております。
0:24:04	江藤先行のP電力の方で、煙感知器と熱感知器のうち熱感知器等が消防法施行規則に則っていなかったことから、
0:24:14	バックフィットがかかっているものになります。
0:24:17	当社としましては、もともと、
0:24:19	熱感知器煙感知器については、消防法施行規則に則った設置する方針としておりましたので、
0:24:27	設置許可から、消防法施行規則通り設置しておりますというところで、バックフィット。
0:24:33	かかった後でも、
0:24:35	審査基準通り設置されていますというふうな内容をご説明させていただいております。以上になります。
0:24:43	皆越すいません。
0:24:45	あれですよ審査基準ってあくまでその感知器の設置は、
0:24:52	消防法施行規則 23 条第 4 項に従い設置。
0:24:57	だから、
0:24:58	何か資料として煙感知器と熱感知器って限定かけちゃうと、
0:25:03	岡野は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:04	という話が出てくると思うんですけど。
0:25:08	そこはいかがでしょうか。
0:25:18	中部電力のミナクチです。
0:25:21	熱、煙以外の感知器についてもですね、例えば、この感知器についても、本日の資料2のなかーでもですね、
0:25:33	具体的な設置エリア含めご説明さしていただいておりますので、
0:25:40	この感知器も含めてですね、この会合のバックフィットの資料については、読めるような記載に適正化を検討したいと思います。
0:25:52	以上です。
0:25:53	皆川ですよろしくお願いします。だから2ページ、パワーポイントでパワーポイントの資料の話なんですけど、
0:26:02	補足の2ポツの確認結果のところの記載については、島根としてきちんとそのバックフィットの内容をちゃんと満たしてますっていうのがわかるような表現にしてもらいたいっていうのが一つと。
0:26:18	すいません、あともう一つちょっと教えて欲しいんですけど、補足説明資料で、建屋ごとにそれぞれこういう感知器をこういうふうに設置しますっていう、その
0:26:31	表から、パワーポイントに抜粋してると思うんですけど、その中にその消防法施行規則なのかちょっとどこなのかわかんないんですけど、緩和策って載ってるじゃないですか。
0:26:44	これって何なのか教えてもらって、すいません。
0:26:50	中国電力の松永です。河崎についてなんですけども、パワーポイントの、
0:26:56	失礼しました。資料1の右肩2ページ目の表1の、
0:27:02	なんか、なんですけども、上の部分に、消防法施行規則、
0:27:07	求められている。
0:27:11	監視範囲等が記載されています。その中に、※3、4、5、
0:27:17	というように、全国消防長会、中国、
0:27:21	支部編集の、
0:27:23	技術基準。
0:27:24	というものが記載されています。
0:27:26	この中に、
0:27:29	離島が、
0:27:31	極端に小さくて面積等が小さい場合などは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:36	関心範囲を狭めて、監視範囲を少し広げた状態でも、感知器を一つでも問題ないというような記載のものがございます。
0:27:46	こちらについては、
0:27:48	こちらについても、島根 2 号炉では適用していますので、この部分についてを、
0:27:54	下の表の緩和策。
0:27:57	というふうに記載にしています。今回その資料に載せている場所については、緩和策を適用している場所がないので、バーになってございますが、
0:28:06	適用している箇所がございます。以上になります。
0:28:10	皆川です。
0:28:14	この緩和策等、消防法施行規則の関係がよくわかんなかったんですけど、
0:28:20	そこの関係って説明してもらっていいですかね。
0:28:29	すいませんもう少し言うと、
0:28:32	もともと
0:28:34	審査基準って消防法施行規則 23 条第 4 項にしたがって、
0:28:39	であると思うんすよね。
0:28:41	いえ。
0:28:42	23 条第 4 項、
0:28:44	この中には、多分この表にある通り、
0:28:48	例えば第 7 号の 7 項の、
0:28:52	煙感知器はハート下方とかとか、
0:28:55	何かいろいろあると思うんですけど、
0:29:00	それと、何かそこに載ってない緩和策に従ってやったときに、
0:29:06	それって、消防法施行規則の 23 条第 4 項に従って、
0:29:12	というふうにいえるのかどうか。
0:29:15	という話と、
0:29:17	この整理は、
0:29:18	例えば先行、女川でも同じような表を使っていると思うんですけど、
0:29:24	それとも同じ整理なのかどうかちょっとそこら辺の考え方が過去どう整理されたのかちょっと教えてもらっていいですか。
0:29:36	はい、業務部の野口です。
0:29:39	こちらの観測の適用につきましては、例えば女川さんにもですね、同様の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:47	設計にされておまして、これと、審査基準との関係につきましては、
0:29:54	昨年令和 4 年 1 月 26 日に原子炉規制庁さんに発行いただいた。
0:30:00	発電原子炉施設に設置される火災乾式に係る課題防護審査基準の適用方針と、
0:30:07	いう文章の中でもですね。
0:30:09	これも審査基準に基づいた感知器の設置において、具体的な
0:30:19	その通りですね、設置できない場合にも、
0:30:23	例えばこちらに記載している工事基準書等にとつて設置することで、問題ないという旨を記載いただいておりますので、こちらにも則った方針となっております。以上です。
0:30:37	ミナカワですわかりましたありがとうございますすみません
0:30:41	7 月 26 昨年の 1 月 26 でしたっけすみませんもう 1 回その文章を教えてくださいいいですか。すみません。
0:30:48	中国電力のミナクチです。
0:30:54	はい。では 11 月 26 日付の発電用原子炉施設に設置される火災感知器に係る火災防護審査基準の適用方針。
0:31:05	という文章になります。
0:31:08	以上です。
0:31:10	ミナカワですオクありましたはい私から以上です。
0:31:21	規制庁の伊藤です。
0:31:22	ちょっと葛西のところで、細かいところでちょっとあれなんですけど、
0:31:28	補足説明資料の通しの 81 ページ、
0:31:35	オペフロに設置する火災感知器なんですけど、2 種類炎と、
0:31:39	あと、
0:31:40	電分離型、
0:31:43	感知器ですかねこれ煙感知器ですかね、で、
0:31:47	この
0:31:48	分離型の感知器で基準が、
0:31:52	火災の施行規則が書いてあって、
0:31:57	2 のところ、その感知器を設置する区域の天井、
0:32:02	の高さが 20 メートル以上の場所以外の場所に設けること。
0:32:06	手が書いてあって、
0:32:08	下の、
0:32:10	ところ表見ると天井高さでこれって 20 メートルで 20 メートル以上。
0:32:15	のところではないんですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:33	中国電力の松永です。少々お待ちください。
0:33:28	中国電力の松永です。すみません発電所が可能ならご回答いただけますか。
0:34:05	中国電力の松永です。すみません。回答に少し時間がかかるようなので、後程ご回答させていただいてもよろしいでしょうか。規制庁伊藤です。はい。大丈夫です。はい。
0:34:22	規制庁岩崎です。
0:34:26	補足資料の方の 30 ページから、火災区域と、感知器の
0:34:34	設置状況の図がずらっとついてるんですけど、
0:34:39	聞きたいのはですね、火災区域になっていて、
0:34:45	感知器が二重カートかその異なる感知器がついてない。
0:34:50	白抜きエリア。
0:34:52	これって基準との関係でどうなってるんでしたっけ。
0:35:00	中国電力の松永です。感知器二重化の設置エリアとしまして、火災防護対象機器が設置されるエリアに対して、感知器二重化をしましょうという、
0:35:11	ような基準になってございます。今回この白抜きエリアについては、火災防護対象機器がないエリア、
0:35:18	ただ火災区域を外壁で切っておりますので、ないエリアが存在しております、そちらの意見に対しては、感知器二重化を実施していないエリアになります。以上になります。
0:35:50	規制庁ウヤ杉沢わかりましたじゃ全部。
0:35:54	そうなって、
0:35:58	ここに書いてある図の白抜きのところは全部火災、
0:36:02	東郷。
0:36:05	対象機器がない区域っていうことですかね。
0:36:10	ちなみに、表の中にも、二重化不要っていうのが何個かあったんですけどそれも、おんなじ性整理っちゃうことですかね。
0:36:28	中国電力の松永です。少々お待ちください。
0:36:37	中国電力の松永です。
0:36:40	先ほど多分おっしゃられているのが、
0:36:43	廃棄物処理建物の稲川の話だと認識しました。そちらについては、火災防護対象機器がないエリアになりますので、二重化対象ではないエリアになります。以上になります。
0:36:56	規制庁安木です。わかりました。表の中で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:04	ページ 75 ページの、
0:37:09	下から、
0:37:14	二つ目、三つ目から三つ目四つめですかね。
0:37:20	感知器設置不要箇所ってこれはあれでしたっけ、許可で。
0:37:25	燃えるものないですってしてってるエリアってことでしたっけ。
0:37:32	中国電力の松永です。ご認識の通りで、Hatchの中で、照明等もない状態にした可燃物が無い状態のところ、そちらについては、感知器を設置しない。
0:37:44	というふうに記載しているものになります。以上になります。
0:37:54	議長イワサキです。わかりましたごめんなさい。ちなみに
0:38:02	感知器が、
0:38:03	二重化されてないのは、
0:38:08	細胞対象機器が、
0:38:11	ないからですよっていうのは、
0:38:14	どっかに書いてあるんでしたっけそれともう基準でそううたってるから。
0:38:20	目への明記する。
0:38:22	必要もないっていう感じでしたっけ。
0:38:27	中国電力の松川光永です。すいません、本日の提出資料の中には記載が、
0:38:34	ありません。ただ
0:38:36	以前提出させていただいている説明書であったり、基本設計方針の中には、火災防護対象機器、
0:38:43	に対して、感知器二重化を実施しますというような記載がございます。以上であります。規制庁イワサキでした。わかりました。以上です。ありがとうございます。
0:39:15	すいません、島根原子力発電所から品田ですけども、
0:39:19	先ほどの補足、資料 2 番、はい。
0:39:25	通し 81 ページの、電分離式分離型感知器の設置方針の後、ご質問についてご回答させていただきます。よろしいでしょうか。
0:39:37	規制庁伊藤ですはい、お願いします。
0:39:41	はい。
0:39:42	まず、こちらの表の解釈なんですけども、まず
0:39:48	表の中の 2 のところに書いてありますのは、こちら、沖縄まず、
0:39:55	煙感知器を 20 メートル、
0:39:58	及び低い場所の低い場所に設けなさいという解釈になります。これを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:04	これを踏まえ次の 5 のところに行くんですけども、
0:40:08	ここのところでは前条の高さに対して 80%以上。
0:40:12	となる位置に設けることが規定されています。
0:40:16	実際に現場がどうなっているかといいますと、
0:40:19	今オペレーティングフロアの天井高さが 20、20 メーター以上ございますが、
0:40:27	伴地域の設置場所としては、こちらの、
0:40:32	20 メーター50。
0:40:34	に対して 80%。
0:40:36	ですので 16.4 メーターのところ、
0:40:40	電分離型の感知器を設置することで、基準適合していると。
0:40:45	いうところでございます。説明は以上になります。
0:40:54	規制庁の伊東です。ありがとうございますサイトウこのA棟、
0:40:59	2 の天井等っていうのは、設置するところの高さ、
0:41:04	ていうご説明でした。それで、よろしかったですかね。
0:41:21	木島原子力発電所の角田です。こちらは
0:41:27	浦伊井の部屋の下、部屋の天井の高さに、
0:41:32	なりまして、
0:41:35	結果、
0:41:36	その部屋に対して、感知器は 20 メートル未満、Aより以上の場所には設置してはならないということが、再整理とニシウチでございます。以上です。
0:42:03	あ、規制庁の 1 棟です。
0:42:07	まず、次ちょっと、ちょっと待ってください。
0:42:14	規制庁岩崎ですすみませんちょっと私もそんなにこの感知キーに詳しいわけじゃないんですけど、
0:42:21	後行電分離をとってその間の光が煙で遮られて来感じできるあれだと思うんですけど、
0:42:31	これなんか、高さが 20 メートル。
0:42:34	つけるところの高須さんの話じゃなくて、20 メートル。
0:42:41	以上の
0:42:44	場所にはこれ適さない。
0:42:46	感知器なんじゃないんですかねよそやの。
0:42:49	付けてるところが 20 メートル未満でも、上に煙が止まったときに、うまく感知できないからこれ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:56	20メートル以上の場所以外の場所に設けることってなってるんじゃないんですかね。違うんですか。
0:43:06	島根原子力発電所の品田です。ご認識の通りでございます。次です。
0:43:13	そうなると今のオペフロのところって、高さが20メートルより、
0:43:19	あるから、この電分離型は適さない場所になるんじゃないですか。そうではない。
0:43:41	矢野原子力発電所の砂田です。少々お待ちください。
0:45:16	島根原子力発電所の砂田です。お待たせして申し訳ありません。ちょっと回答の整理にちょっと時間をいただきたいと思いますので、改めて回答させていただきます。以上です。
0:45:28	規制庁いただく際、それですよろしくお願い致します。
0:45:34	規制庁岩崎です。すいませんほんとそれいいんですけど等、ちょっと私も全部見切れなくて申し訳ないけど、全文にわたってここしかないっていう認識でいいですか。それもちょっと確認してください。お願いします。
0:45:48	中国電力の松永です。コウテン分離型煙感知器については、
0:45:53	当該箇所の原子炉オペレーティングフロアのみになります。以上になります。
0:46:01	規制手続きはわかりましたありがとうございます。
0:46:11	規制庁の吉崎です。河西以外のところで、
0:46:16	4ページ、①の資料の4ページで、
0:46:22	ちょっと時間をおいてしまったんで確認なんですけど、水系の推移を1からA. 9に変更するというのは、
0:46:31	これは施工誤差を考慮したんでその点ありましたってことだったんですけど、この施工誤差っていうのは、設計でどれぐらいを見込んでるんですかっていうところを説明します。
0:46:55	中国電力のフクマで少々お待ちください。
0:47:07	中国電力の福間です。すいません少々時間をいただければと思いますのですいませんが別のご質問をお願いいたします。以上です。
0:47:16	はい。規制庁の義崎何。
0:47:19	戻る、葛西。
0:47:21	は、
0:47:24	規制規制庁の伊東ですいませんちょっとまた笠井に戻って恐縮なんですけど、先ほど電分離型は
0:47:32	ですねオペフロだけっていう説明だったんですけど、タービン室発足のは、当初115ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:41	光年分離型、
0:47:44	かん時期っていうのが書いてあるんですけど、
0:47:47	ここに設置している、これを設置してるっていうことでここに書いてるんじゃないですかね。
0:47:56	中国電力の井口です。先ほどのご説明についてはちょっと失礼いたしました。
0:48:04	コーディング型を採用していて、異なる種類の感知器を設置している場所としましては原子炉建物のオペレーティングフロア並みとなっております。
0:48:14	また今ご指摘いただきました度につきましてもこのエリア、
0:48:20	だけがですね、電文がた煙感知器の設置箇所となっておりますので、単純に電文がたの設置場所と単純に2ヶ所で原子炉建物のオペレーティングフロアと、
0:48:35	タービレベルのものをベッドと、
0:48:39	以上です。
0:48:42	規制、規制庁イトウですはいわかりましたで、ちなみにここも天井の高さが20メートル超えてると思うのでまたこれもちょっと整理をしてちょっと説明を。
0:48:52	お願いをします。はい、すいません私から以上です。
0:49:01	はい。規制庁の義崎です衛藤先ほどの続きで、4ページ、①の資料の4ページで、
0:49:08	二つ目の矢羽根で一番下のところでベント間隔下端高さは必ずしも、格納容器の床面プラス1メートルではない。
0:49:18	てあるんですけどもこれは、
0:49:22	誤差があるからそういうことだと思んですけども、実際はどれぐらいだったんですけど火災かは、ベント管下端高さってのは、
0:49:32	どれぐらい。
0:49:34	だったんですかね。
0:49:51	11点。
0:49:54	933
0:49:56	FLからはですね。
0:49:58	中国電力の福間です。ベント管の実際の下端レベルなんですけども、ELで言うと、
0:50:07	約11.07。
0:50:12	メートル。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:15	ぐらいが一番低い点になります。以上です。
0:50:21	規制庁の井関瀬戸弁当管下端と、何だ、床面ですかね、その差が、1メートルよりも短かったっていう事が来てあったんですけども、
0:50:33	中国電力のフクマでご認識の通りで、1メートルより短く、約、
0:50:40	93 ですが 94 センチぐらい。
0:50:44	近。
0:50:45	差がないというような状況になっております。以上です。
0:50:50	はい。規制庁の井関です。ちょっとそういったところがわからないと、少し0.9にして、本当に何か到達するかわからないんで、
0:51:00	そこはこのパワーポイントか、補足ちょっと補足のほうでも書いてあるかちょっと確認しなかったんですけども、そこはわかるようにしといてください。よろしいですか。
0:51:14	中国電力の福間です。はい。現状の方、記載しておりませんので、補足の説明補足説明資料に記載するようで、記載するように検討いたします。以上です。
0:51:25	はい。すいませんミナカワですけど今の点ちょっといいですかね。
0:51:30	どうぞ。
0:51:32	すいません。今のヨシザキの話して、最もだと思ってて、今のパワーポイントだけ読むと、
0:51:43	何かその施工誤差があって、ぴったり1メートルじゃないかもしれないみたいな。
0:51:51	何かその決まってないことのように、
0:51:55	見えて、だけど、何かよくわかんないけど、とりあえず10センチ下げて0.9にしとけば大丈夫かなみたいな。
0:52:05	なんかそんな付加した方針に見えて、
0:52:08	何かもっとしっかり書いて欲しいなと思ったんですよね。要は、ちゃんと実測した住職して、一番短いところが1メートルよりも、
0:52:19	短く、97センチだったので、それを踏まえて、
0:52:23	こうしました。
0:52:25	ていうふうにしっかり書かないと。
0:52:28	訳わかんないと思うんですけど、いかがですか。
0:52:37	中国電力の福間です。はいご指摘いただいたところ、資料中に反映するように、
0:52:43	検討いたします。
0:52:45	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:47	お願いします。それとすいません事実関係だけ教えて欲しいんですけど。
0:52:52	別にこのベント管で新設じゃないので、設置許可の断面でも、
0:52:58	床面レベルから、
0:53:01	の高さって、
0:53:02	わかると思うんですけど、設置許可の断面ではそこまでは確認してなかったってことなんですかね。
0:53:11	中国電力の福間です。はい。実際にはですね現場への施工を考えて
0:53:18	詳細設計を踏まえて検討したところで判明してちょっと気づくのが遅れてしまったというところがございます
0:53:25	工認の段階で変更させていただくことになった次第でございます。以上です。
0:53:31	宮川さんの事実関係についてははい、わかりました。
0:53:36	はい。今の部分については以上です。
0:53:44	はい。規制庁吉崎です。5 ページちょっとこれも確認だけなんですけど、
0:53:50	123 の条件が整理するとこのタイミングで、
0:53:55	一番下 2 番目で番目で、矢羽根D、③が成立タイミングってのが、
0:54:03	これがCVな圧力 384kPaっていうのが、
0:54:08	ここ、この、このグラフ上では、
0:54:11	わからんないけど、それでよかったですか。
0:54:14	お金になっている。
0:54:18	ちょっと説明してもらえますか。
0:54:24	中国電力のフクマですねはいご指摘のところなんですけどもこの表にペDESTALドライウエルの水位を縦軸にとっておりまして、あとは注水流量ですね。
0:54:36	格納容器な圧力を、
0:54:39	グラフ。
0:54:40	縦軸にとっておりませんので、ちょっとその数値というものは、ここでは見えないんですけどタイミングとしては、この 12 時間、
0:54:49	5 ぐらいのタイミングで、384 になるというところで確認しているところです。
0:55:03	規制庁の中国電力の笹木です。すいません。
0:55:08	よろしいですか。はい。どうぞ。
0:55:11	すいません。今、ご説明した内容なんですけども、今回、準備いたしましたパワーポイント、資料ナンバー1の方では記載をしていないんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:22	資料ナンバー2 で用意してございます。補足説明資料の通しの 204 ページ、
0:55:29	の方では、勝野、格納容器圧力の推移を記載してございまして、そちらで 384kPaになる時間が、
0:55:39	約 12 時間であるということに記載しております。以上です。
0:55:53	規制庁の吉瀬へと今言ってるのは、②の 204 ページの、
0:55:59	どこら辺でしたっけ。
0:56:03	中国電力の福間です。図 2-7 にあります 204 ページの下側のグラフになります。以上です。
0:56:29	規制庁の伊勢図 2-7 の、そっか、何だ。
0:56:33	上の方も出したその下なんですね下の方の左側なんですね。
0:56:38	追ところで、
0:56:41	ほぼ、
0:56:43	あ、わかりました。
0:56:45	はい。続けてなんですけども、
0:56:49	①の資料の 6 ページからの第 4 保管エリアの形状変更についてなんですけど、
0:56:57	ヒアリングで大体聞いてるんで、わかってはいるんですけど、
0:57:02	何だ経緯としては
0:57:06	エリアを拡大して、設置場所も変えてるんですよ。これ設置場所の影響については、
0:57:14	何も書いてなかったんで、
0:57:17	確認結果のところに、その移動した。
0:57:21	ものが確かあると思うんですけども、それについての影響について、
0:57:27	当間説明をいただきたいんですけども、現状説明できますかね。
0:57:35	はい。中央でのフジムラです。車両の配置に関して、変更内容を説明させていただきます。資料 02 の 240、4 ページ目を
0:57:49	すみません
0:57:51	246 ページ目お願いいたします。
0:57:58	はいどうぞ。
0:58:05	それちょっと回答にちょっともう一度ご指摘確認させてください回答させていただくのは可搬型重大事故等対処設備の配置の変更に関する、
0:58:15	ご説明でよろしかったでしょうかそれとも雁盛田城から配置を変更したことによる影響に関する、
0:58:22	ことでしょうかちょっとご確認させてください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:25	全社で可搬型のものを移動したことに対する影響です。
0:58:38	はい。中国の藤森です。
0:58:41	前者の車両の配置に関して説明させていただきます。資料の 246 ページ目の方で、こちらの表の方で具体的にどの設備が、
0:58:50	どっか番号取り、図色で分けして、何がどの設備を配置するかわかる図になっております。で、何を書いたかと言いますとメインのところは、変更前のところの中の、
0:59:02	茶色で塗っております盛田の上に配置していましたが車両関係、具体的に言いますと、化学消防自動車関係堀自主対策設備になります。
0:59:13	あとは灰色の緊急時対策用発電機。
0:59:16	の関連設備になります。これを下の図の通り、
0:59:21	1、
0:59:22	この日変更後の左上の部分ですね、拡張した森田の部分に、主、
0:59:30	初期消火関係の化学消防車等を配置をしております。また、拝島やりました緊急時対策所関係も、一部は森野上間、まだ一部は、
0:59:40	もともとあった場所のちょっと北側部分。
0:59:44	緊急時対策用発電機、①番と振っているところは、一部岩盤の上に移動させると、配置の見直しを行っております。すべてこれの変更前後。
0:59:55	の車両、炎症性S訂正いたします。変更後の可搬型設備の配置におきましては、重大事故等対処設備につきましてはすべて岩盤の上に配置しておりますので、
1:00:05	重大事故の対応において影響がないという配置にしております。以上です。
1:00:14	規制庁のヨシツグです。嘘を例がわかるんですけどパワーポイントの方で、
1:00:21	例えば 7 ページ。
1:00:23	7 ページ、変更前と変更で、
1:00:27	若干配置の
1:00:29	なんだ、例えば個数が変わってたりしますよね。
1:00:32	場所も変わってるんですけど、そういったことについての影響を、
1:00:37	6 ページの方の確認結果で、
1:00:44	移動した。
1:00:45	管型の重大事故対設備についての影響について簡単に説明いただきたいということが趣旨です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:54	合わせて7ページの方で、これがこうなったよってというのがわかりやすくなればさらにいい。
1:01:01	いいんですけども、
1:01:02	ご検討願えますか。
1:01:08	はい。15年度の藤間です。承知いたしましたパワーポイントの方でも、その車両の配置の変更点、また図の黄色の変更に対して、説明できるように、六、七ページ変更したい。変更検討いたします。以上です。
1:01:27	はい。
1:01:28	よろしくお願いします。
1:01:31	皆川です。保管場所のところ、何点か聞いてもいいですか。
1:01:37	はいどうぞ。
1:01:40	すいません。
1:01:42	まず7ページなんですけど、さっきヨシザキとやりとりしてた。
1:01:49	変更前と変更後なんですけど、
1:01:53	あれ何でしたっけこの第4保管エリアに僕、
1:01:56	可搬設備とか、
1:01:59	あともともとその
1:02:01	置こうとしてた自主対策設備とか、予備とか、
1:02:05	そういうの書類とか、個数は変わってないっていう理解でいいんでしたっけ。
1:02:14	はい15年のフジモトです。変更しております資料の資料02の244ページ目お願いいたします。
1:02:27	こちらが変更前後で、まず、数が変わったものをして映像を示しております300大須賀さんから8、
1:02:36	シルトフェンス運搬処理シルトフェンスの方が、コンテナコンテナと車両で2だったものを車両セキ車に変更してまとめて車両二つ分のスペースに確保することに変更。
1:02:48	また緊急時対策用資機材につきましても、1台増と数量の見直しを図っております。それを踏まえまして、246ページ目に示しております変更後の配置。
1:03:00	に反映をしております。以上です。
1:03:06	赤井さんわかりましたそうすると、許可の時から変わってるってことっすね。であれでしたっけ今のさっきのヨシザキとのやりとりはそこら辺も含めてわかるように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:17	という話でしたっけ。すみませんちょっと途中聞き逃しちゃって申し訳ないです。
1:03:25	中電の藤間ですちょっと、ちょっとそこをちょっと確認させていただきたくて今言った車両の台数今説明させていただきました増減もフクマもパワーポイント側に、
1:03:36	反映して、次回ご回答させていただきよろしかったでしょうか。
1:03:41	はい。規制庁伊勢です。7 ページあたりで、その前後で、
1:03:46	数がわかるんで、
1:03:47	その辺を踏まえて6 ページあたりに、7 ページと、一種、わかるようにということで、
1:03:54	先ほど指摘させてもらいました。
1:04:00	はい。15 年の中国でのフジモトです。はい、承知いたしましたあの数に変更点につきまして追記させていただきます。以上です。
1:04:09	はい。すみませんそれと、
1:04:11	あと、もう1 点次はこれを患者に教えて欲しいんですけど、
1:04:15	7 ページの第4 保管エリアに、
1:04:21	真ん中ぐらいに、変更前も変更後もコンクリート置換部ってあると思うんですけど、
1:04:30	このコンクリート置換部って何であるかっていうと、
1:04:34	あれでしたっけ上の方とかに置いてある。
1:04:37	可搬設備、
1:04:39	が、
1:04:41	北のほうの出入口から出ていくために、
1:04:45	埋め戻したじゃなくて、コンクリート置換部の上を通るためについていうことでいいんですっけ、すみませんちょっとちょっと教えてもらっていいですか。
1:04:57	はい。15 点目の藤尾ですその通りでございます。パワーポイントの7 ページに示してる通り第4 保管エリアのうちアクセスルートに接続しておりますのは、西側面とミナミ面側になっています。
1:05:10	その中で岩盤部の2 点設置してますのが緑色の矢印で示している部分になります。このうち、第四部の北側に配置してる所につきまして地震の時に森谷で、
1:05:24	この部分が人家と噴砂等でもし通行できないという状況になった場合に、
1:05:30	それを想定しても、常に外に保管場所外に出るように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:34	中央部のハッチング部分のこの時間を設けまして、南側の方に移動できるように、こちら確保しております。以上です。
1:05:45	皆川ですわかりましたありがとうございます。
1:05:49	それともう1点、
1:05:53	7ページの変更前後表、保管エリアの
1:05:57	変更前後表を見ると、
1:06:01	保管エリアの
1:06:03	ウエイトが変わって、
1:06:05	保管エリアの形状が変わっているのと、
1:06:09	あともう一つ、左に変わったんですかね、西側の。
1:06:15	アクセスルート、
1:06:17	青い
1:06:19	青く塗ってあるところがアクセスルートだと思うんでアクセスルートだと思うんですけど、何かそこが、何つうかな、
1:06:27	幅が一部狭まっているところが、
1:06:31	あると思うんですけど、これもしかしたら図上の話で実態はあれなのかもしれないんですけど、
1:06:38	そこら辺って何かこう、なんで狭まっちゃったんですたっけっていうのを教えてもらっていいですか。
1:06:46	はい。中部電力の藤本です。こちら資料02の246ページ目お願いいたします。
1:06:55	はいこちらの方備考欄の方で、まさに今ご指摘いただいた前ヒアリングの方でもご指摘いただきましてこちら、なぜ変わったかの法理を記載していただ記載をしております。
1:07:05	変更前の代表会の西側の通路は、第四部から西側の建物へ65倉庫でして、この位置を基準に、15倉庫の倒壊影響範囲をは考慮して、
1:07:17	次の東側に拡張して必要な通路幅を確保していましたという15倉庫のこの図上の位置を基準としておりました。
1:07:24	で、ただ第四部から今回の形状変更に伴いまして現地調査、再度しまして、15倉庫の位置が、この図の1と現場が相違しておりまして実際に一番に事が判明したため、
1:07:37	変更後の方が中央倉庫を西側にへ移動するよう修正を行いました。このとき、倒壊影響範囲を考慮しても、通路を確保する必要がなくなりました。なくなったことから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:49	通路幅及び第 4 保管エリアの西側の境界を、このごとに修正をしております。このツールは 9 メーター
1:07:58	記載をしておりますがこちら、変更前は変わらず、
1:08:04	普通に広く記載されていたので修正のほうを行う。
1:08:09	網野宮です。失礼しました。修正を行っております。以上です。
1:08:43	季節イトウです。皆川さん、音声聞こえていますか。
1:08:49	ごめんなさい。衣笠。
1:08:51	すいません説明ありがとうございます。246 ページの、
1:09:00	通路幅約 9 メーターは変わらずってとこなんですけど、
1:09:04	これ上の変更前後の表を見ると、
1:09:10	通路幅約 10 メーターは変わらずになるんじゃないんですけど、あれ違います。
1:09:17	はい中国電力オフィス今、9 メーターと言いましたのは、下から 2 行目の通りまた第四部から南側、南側の通路幅についても、ということで南側の 9 メーター
1:09:27	こちらの方をずっと図のほうで見ると、
1:09:31	広く見えるんですけど、見えていたための図の方も、修正変更前後と比較して修正をしております。南側についてが、期ウエエダと変わらないと。
1:09:42	記載をしております。以上です。
1:09:46	湊SE言ってることがわかりました。誰か西側、10 メーターも変わらず、ミナミが、
1:09:55	9 メーターも変わんないんですけど、そういうことを言いたってことですね。
1:10:00	はい。10 年のフジモトSSの通りでございます。南側の 9 メーターが、
1:10:06	不足見えたため同じく修正をしているという井戸になります。以上です。
1:10:14	ふみなパスはやっぱりました。
1:10:17	ちょっとパワーポイントなんですけど、7 ページ。
1:10:21	何の説明もなく多分この絵を見た。
1:10:28	とするとですね、印象として、
1:10:30	何かアクセスルートの幅まで変わっちゃったんじゃないかみたいな、
1:10:36	誤解を生む可能性が非常に高いなと思って、
1:10:42	なんかこの 7 ページちょっとどこまで今の説明を記載するかどうかは、ちょっとお任せするんですけど、何か誤解を生まないようにパワーポイントでも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:55	説明入れた方がいいんじゃないかなと思ったんですけど、いかがですかね。
1:11:01	はい中電の藤本です。ご指摘の通りと思いますパート7ページ目につきましては、資料02の246ページ目のようなレベルの図。
1:11:12	この変更前後にして備考等で先ほどの通路幅、並びに西側の変更についてわかるように、図示をしたいと思います。玉田ヨシザキさん。
1:11:23	からいただきましたコメントを踏まえまして下の6ページ目の方にも、数量前後、数量変更につきまして技術をいたします。以上です。
1:11:33	はい。お願いしますそ、それと、
1:11:36	もしちょっとパワーポイント等に入れられるんだったら、入れた方がいいんじゃないかなと思ったのが、
1:11:46	あれそもそも第4保管エリアって、どこどこにあるんだっけみたいな。
1:11:51	こっちの補足説明とか見ればわかると思うんですけど、3号のところだと思うんですけど、何かパワーポイントでも、敷地の中第4保管エリアってここですよっていうのは、わかる図がパワーポイント側にもついててもいいんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。
1:12:13	はい15年の藤間です。
1:12:16	代表会の配置敷地の中どこにあるか、につきまして検討いたします。以上です。
1:12:24	よろしくお願いします。
1:12:26	はい私以上です。
1:12:32	はい。規制庁の吉崎です。
1:12:36	8ページ、丸一井の資料の8ページの放射性物質旧作材の設置箇所の変更についてなんですけど、
1:12:48	これ最小にまず確認なんですけど、これ、7月の下旬にコメントしてるんですけど、それは未反映っていうことでよかったですかね。まだ反映されてなくて、
1:13:01	反映されてない資料になる。どうですかね。
1:13:06	はい15年のフジモトですその通りでございます。1月30日にヒアリングを開催して次回2月16に回答予定になっておりましてその内容は反映をしております資料の02の方の差し替えも通していない状況になります。以上です。
1:13:27	規制庁のユリセキそうするとまああんまり進展がないと思うんですけど同じことの繰り返しになってしまうので、言いませんけど、ちょっと確認だけなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:38	例えば 8 ページの図 1 の、
1:13:43	排水経路変更前、
1:13:47	変更前も変更排水経路と、
1:13:50	あるんですけどこれはあれですかね、設備としてはその側溝をイメージしてればよろしいですかね。
1:13:58	はい中国の藤本です。その通りです側溝の方にイメージしてもらえればと思いますただ一部、地下埋設のところ等も場所によってはございますがこのところは
1:14:11	そこをさせていただければと思います。以上です。
1:14:17	はい。規制庁の義崎すわかりました。
1:14:20	だってもう 1、
1:14:21	1 点なんですけども一番、変更後のところの、今回移設したところの、
1:14:28	ナンバー 3 のところ、
1:14:31	開水路は、
1:14:32	ここからその海に出るときってのはこれは、
1:14:36	何だ。
1:14:37	排水方法ってのはどう、どうされるんですけど。
1:14:41	水オダ数。
1:14:43	だけど動力動力を使って出すんですけど。
1:14:50	はい中国で見れば藤間です特に暴力的な設備はなくて、集水枡の時に防波壁下の下にフラップゲートがありまして、
1:15:00	そこに水を伺って、フラップゲートが開いて、その未通水へと排水されるという構造になっております。以上です。
1:15:12	規制庁のヨシツグフラップゲートってのは
1:15:16	何だ、水位が上がってきて、その荷重がかかると、逆止弁の
1:15:24	延べな応用でかかっている、
1:15:28	出て、
1:15:29	水の圧力がなくなれば、強いマールってそういうものでしたっけ、説明してもらえますか。
1:15:39	はい。中国電力の藤間ですその通りでございます。以上です。
1:16:17	あ、すみません。中国でのフジモトです。よろしいでしょうか。
1:16:22	はい、どうぞ。
1:16:24	はい。さっき一番最初いただいたコメントで、1 月 30 日のコメントの反映でご発言いただきましたガイドほそ資料 02 の補足説明資料の方はもちろん、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:34	次回衛藤日比野さんへと差し替えを予定しておりましたがパワーポイントの方は今のところ、反映すべき箇所がないと考えておりました。ちょっと次、ご指摘ありましたらお願いいたします。以上です。
1:17:15	稲岡です。
1:17:17	すいませんちょっと、ちょっといいすかね。
1:17:20	はいどうぞ。
1:17:22	すいません
1:17:24	まずちょっと教えて欲しいんですけど。
1:17:29	さっき吉崎からもあったんですけど、排水経路。
1:17:36	の、
1:17:37	青の部分が、側溝みたいなものをイメージしてくださいってことだったのでそれはわかりましたと。
1:17:46	あともう一つ、この
1:17:50	赤の地下水排水系を、
1:17:54	これについては、
1:17:57	あれなんですかね、気球配管みたいなのを何かイメージすればいいんですかね。
1:18:06	はい。中部で中国電力の藤間です。減責におきましてはこの地下水排水経路につきましても、側溝を予定しております。以上です。
1:18:18	ミナカワさありました。
1:18:20	だからあれか、地下水、
1:18:25	経過設備でくみ上げた。
1:18:28	水を、
1:18:30	赤い矢印のところに、何か側溝か何か振ってあって、
1:18:37	そこ
1:18:40	集水柵まで、何だ、
1:18:44	購買関係によって流すってそういうイメージって思っただけいいんですかね。
1:18:52	はい中国の伏見ですその通りでございます。それと自主対策。
1:18:57	そして、その側溝の中に、ホース等を合わせて直接排水柵まで届くという設備も設置を、
1:19:07	説明しております。以上です。
1:19:10	伊奈会長わかりましたありがとうございますそれと、
1:19:14	すいませんちょっと何もわかってないんで教えて欲しいんですけど。
1:19:18	設置原簿 8 ページ目の設置変更許可申請書に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:25	集水柵が二つ。
1:19:27	ナンバー3と2号機放水槽ミナミってやつがあり、右側も、二つあるんですけど、
1:19:38	この、まず設置変更許可申請書の、この二つの集水柵っていうのは、
1:19:45	これは既設のものなのか新設のものなのかって教えてもらっていいですかね。
1:19:53	はい十分連絡の藤尾です。設置変更許可申請書への工事の設計としてご回答させていただきます。な、その当時のナンバー3配水炉が既設のもの。
1:20:04	2号機放水したもの、ミナミが新設のもので予定をしておりました。以上です。
1:20:13	ミナカワ、わかりました。
1:20:17	この変更後の、
1:20:19	この二つはそうそうだからどっちも親切になるってことなんすかね。
1:20:25	はい中国電力の藤間ですその通りでございます二つとも新設になります。以上です。
1:20:33	わかりました。
1:20:45	変更前のナンバー3の出水ます。
1:20:51	は、
1:20:53	100%、どういう位置付けになるかっていうと、
1:20:59	ものとしてはあるんだけど、
1:21:01	集水柵としては期待しない。
1:21:04	てことなん。
1:21:05	でしょうか。すみません
1:21:07	もともとのその既設の集水ます。
1:21:11	が、
1:21:12	変更後どう、どういうふうに扱うのかっていうのをちょっと教えてもらっていいですか。
1:21:17	中国の藤村です。変更前のナンバー3排水の位置付けを説明させていただきます。こちらはもともと、この矢印が左下とかと右下から。
1:21:28	流入し切って流入してくる箇所に対して、水の合流箇所としては大きなソウカクをしておりました。それが今回、そこを吸着材設置箇所として設定を、設置変更許可申請書当時は考えておりました。
1:21:44	で、変更後におきましては、新しく下流側に戸松を設けてそこを放射性物質吸着材設置箇所として設定をいたします。で、既存のナンバー3、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	既存のナンバー3 はい水路、この箇所につきましては吸着材設置箇所としては期待しない。
1:21:59	なので只野雨水排水を集中します。水の合流箇所として期待することとしております。以上です。
1:22:16	皆川諏訪。わかりました。
1:22:22	堀越。
1:22:33	すいません、ちょっともう一つ教えて欲しいのは、
1:22:38	今回変えた理由が多分その、
1:22:42	一番上に書かれてると思うんですけど、概要のところ、
1:22:46	地下水位低下設備において、
1:22:49	くみ上げた地下水を、
1:22:51	確実に海に排水するために、
1:22:54	排水経路を変更します。
1:22:57	それに伴って、
1:22:59	フィル。
1:23:01	今回の変更があると思うんですけど、
1:23:06	あの、
1:23:07	このくみ上げた地下水を確実に海に排水するためにこういう変更した理由って教えてもらっていいですか。
1:23:24	はい。中国電力の永田です。はい。
1:23:28	地下水位低下設備のところからですね
1:23:34	排水炉がございますけれどもすべて耐震性を持たせるものというのができませんので、最悪地表面とかを、水が出た場合でも、
1:23:45	耐震性を持たせた集水柵をつけることでそこに流し込むというような設計で考えておりますので、それでナンバー3。
1:23:56	の、排水炉というところに、耐震性を持たせたものにするということで、このような変更になったという経緯がございます以上です。
1:24:26	わかりました。中身はわかりました。
1:24:30	いえ、ちょっと資料、パワポの資料は、
1:24:35	何つつかな、すこC。
1:24:39	数、整理した方がいいかなと思ったのが、
1:24:45	いや、何か何でこういうふうに変えたのか。
1:24:51	ていうのがよくわからなかったんですよね。説明を聞くまで、
1:24:57	なので、
1:25:00	今、説明を聞いて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:05	わかったので、
1:25:11	まず、前段で何こういう
1:25:15	排水経路。
1:25:16	になったのか、っていうのを、
1:25:20	説明し、
1:25:21	てもらった上で、
1:25:26	集水枡について、
1:25:28	ここに、
1:25:29	オクような変。
1:25:31	それを踏まえて、
1:25:33	集水枡についてここに置くような変更しますって示した方がいいと思うんですけど。
1:25:41	いやそういう意味で、例えば、
1:25:46	要は設置変更許可申請書と今回の、
1:25:50	8 ページの比較表。
1:25:56	これはあくまで
1:25:58	放射性物質吸着剤。
1:26:01	の設置箇所。
1:26:04	を中心にした。
1:26:07	変更前後表になってると思うんですけど、
1:26:11	単純にその排水経路。
1:26:16	変更前後表にしたとすると、多分その変更後の今回についても、
1:26:25	左側の設置変更許可申請書にある、
1:26:30	ナンバー3 排水の修正ます。
1:26:33	ていうのは出てくると思いますし、
1:26:37	じゃあ何で今回そのもう1個の、その右側の、
1:26:43	排水枡っていうのが加わったの。
1:26:46	ていう話は、
1:26:49	さっきの耐震持つように、
1:26:52	ていうので、1個加えましたって出てくると思いますし、
1:26:56	何かそこら辺の背景を、ある程度説明した上で、
1:27:03	吸着剤については、
1:27:04	ここにおきます。
1:27:06	で説明した方が、
1:27:08	何か違和感ないかなと思ったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:12	そこら辺の何ですかね説明の順序というか、説明の仕方は少し工夫いただいた方がいいんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。
1:27:27	はい 15 年のフジモトです。パーフォ 8 ページ目の 1 ポツ大尾上と冒頭部分につきまして、今このイントロ部分に対して、地下水側のなぜ変更になったかってところ、
1:27:39	先ほど長田の方が説明しました耐震性の問題とかその経路のところとマツノちょっと、なぜこう変更したかってところを書いた上で、吸着剤を下流側の新設末に、
1:27:52	変更するところはそこが説明できるようにちょっと防当該のところを見直したいと、宮路検討いたします。以上です。
1:28:02	皆川です。よろしくお願いします。それと、すいません。確認結果のところで、
1:28:12	設置位置が変わります。
1:28:15	その設置位置の変更による移動時間の増加はなく、
1:28:20	て書いてあるんですけど、あれこれってどういうことを言ってるかって教えてもらっていいですか。
1:28:29	はい。中部の藤尾です。まず設置位置の変更による移動時間の増加、これにつきましては南波さんにつきましては、この変更前の 1 から東側に多少ずれたずれましたそれによって、
1:28:43	今
1:28:45	ちょっと
1:28:47	構造物給食の設置において想定している作業時間がありましてその、
1:28:53	それに対して移動時間の増が全体として増加はないという点が一つで、需要増加につきましてもこちらの資料 02 の補足説明資料、
1:29:03	260 ページ、
1:29:06	表 1、資料 02 の 260 の表 1 の方で重量変更前後を示しておりますが、重量の増加がないので、要は重量が増加になると設置作業等にもう増加というか想定されますが重量増加もありませんので、
1:29:24	結果として、設置作業に全体として時間に変更がないということを確認したという趣旨で記載をしております。以上です。
1:29:35	皆、
1:29:37	青は鉄系と、
1:29:40	移動時間の増加がなくつつうのイメージが回ってないんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:46	いやなんか普通にすいません私これ中身よくわかってないんで、
1:29:50	ぱっと見の印象でしか言ってないんで、間違ってたなら教えて欲しいんですけど、いや普通。
1:29:57	いやそれは場所変わったんだったら、移動時間って変わるよねって、普通思うと思うんですけどそれは違うんでしたっけ。
1:30:07	はい。中電の藤村です。おっしゃる通り谷井東側に設置場所延びたら当然時間が延びたら時間が延びるんじゃないかというご趣旨とありますがタイムチャート作成の際には余裕時間等も設けて、医療時間、
1:30:22	また作業時間等スウェーデン積み上げた上で余裕時間を確保して全体の作業時間としております。今回の設置箇所が変わる、この程度の移動移動時間の変更、多分の他の数日を跨ぐ車両の車両で物品の移動等もありますのでものの、
1:30:38	数字を載せたと思いますが全体として再設置作業時間に変更がないという趣旨になります。以上です。
1:30:47	皆川さんの趣旨ははい、わかりました。
1:30:51	何かあれですね、多分水のう説明の内容がこの文言からだ伝わらないと思うので、
1:30:59	末設置位置の変更による移動時間の増加はなくてっていうことの、言いたい趣旨はわかったんですけど、
1:31:09	何かその趣旨をちゃんとこのパワポで表すような、適切な表現にした方がいいんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。
1:31:19	はい中電力のフジモトa承知いたしましたエザキ再検討いたします。
1:31:26	はい。よろしく申し上げます
1:31:31	はい。
1:31:36	ごめんなさい。8ページの比較、比較表の設置位置の比較の図で、
1:31:44	先ほど少しいろいろ検討していただくっていう花Cをし、
1:31:50	もらったので、検討して欲しいんですけど、
1:31:54	その時に、
1:31:55	この
1:31:58	変え集水柵とかも、何かその既設なのか新設なのかって、わかったほうがいい、いいと思うんで、何かそれパワーポ上わかるようにしてもらってもいいですかね。
1:32:13	はい中部シミズ承知いたしました。一応確認させていただきますが新設というのは、設置変更許可申請書の提出のタイミングの現地から、
1:32:25	ピックアップして新設かどうかという意味で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:28	よろしかったでしょうか。
1:32:33	ですね。
1:32:44	あれ、今、今ですよ。ちょっとごめんなさいね。どっちがいいのかちょっと私もわかんなくなっちゃったんで教えて欲しいんですけど、単純に考えると、
1:32:54	変更前、
1:32:56	の左側、
1:32:57	集水松が二つあって、
1:33:00	上が既設で、下が新設ですと。
1:33:05	変更後の右側、
1:33:09	今
1:33:10	既設の集水柵が消えちゃってますけどそこを復活してもらって、そこが既設ですと、さらにその右、右側の、
1:33:24	二つ、ナンバー3と2号、号水槽ミナミっていうのが新設です。
1:33:31	という表記になるかなと思ったんですけど、あれイメージ違いますかね。
1:33:37	はい中でも大丈夫です承知いたしました。表現末端に新設とし、特設と区分けて表現したいと。
1:33:47	思います。以上です。
1:33:51	はい。よろしくお願ひします。ちなみに、ごめんなさいこの集水発の耐震の話があったと思うんですけど、
1:34:03	二つ、新設の二つはどちらも耐震性を確保するものって理解でいいんですけど、
1:34:10	中国電力の藤尾です。耐震性の方は、ナンバー3 排水変更後の上の黄色のところだけ確保いたします。耐震性の要求は地下水側の要求として主要設置されたものになります。以上です。
1:34:26	ミナカワスわかりました。
1:34:29	これ、ちなみに、
1:34:31	ごめんなさいなんかいろいろ聞いて申し訳ないですけど、
1:34:33	2号機放水槽ミナミを新設で、この集水柵作った理由って教えてもらっていいですかね。
1:34:55	15.4 ウエエダ少々お待ちください。
1:35:14	はい中部電力の辻本ですパワーポイントの9ページ目お願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:20	9 ページ目の変更前の通り、2022 年の 3 月の審査会合時におきましては、承認容器包装ミナミは、取り消す一環取り上げることで予定をしておりました。
1:35:34	製造経路としまして下流側、先ほどのナンバー3 排水炉のところすべて集約することで検討しておりましたが、この変更後の通り、
1:35:45	また復活させる形ですね設置変更許可申請書当時の 2 号機溶接ミナミを復活させて、そこをナンバー3 排水路の途中の箇所として引き続き放射性物吸着剤の設置箇所として、
1:35:59	核拡散を抑制するためという目的で、こちらを復活させた形となっております。以上です。
1:36:09	いのっかは、
1:36:14	ごめんなさい 9 ページの今の、
1:36:19	説明では、
1:36:21	坂野がとったんですけれど、
1:36:24	あれ、ごめんなさい、復活させた理由をもう 1 回教えてもらっていいですか すいません。
1:36:29	はい。中国の藤元です。放射性物吸着剤の対策としては基本的に排水系の一番最下流箇所を拡散抑制の吸着材設置がある箇所として設定しております。今回の 8 ページ目の変更後の方見ていただくとわかりますが、
1:36:46	2 号機溶接のミナミは排水経路の途中の箇所になります。
1:36:50	これにより労基法清掃ミナミの下流側にも、ナンバー3I水路黄色の箇所がある場所になります。従って設置箇所以上設置箇所としては臆本いらない箇所になりますがここは放射性物質の拡散を抑制するためこれを目的としまして、
1:37:06	引き続き 90 台設置箇所として設定することとしております。以上です。
1:37:12	皆っかわSDたごめんなさいちょっともう 1 回確認なんですけど、
1:37:18	もともと 9 ページにある通り、
1:37:26	今回新設するナンバー3 の、
1:37:30	集水柵アイステージの集水ます。
1:37:34	だけが、
1:37:35	地下水、
1:37:37	の、
1:37:38	海水関係でいうと、
1:37:40	あればいいんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:44	2号機放水槽ミナミのこの集水枡。
1:37:48	ていうのを、
1:37:50	新設する。
1:37:52	理由は、
1:37:53	地下水とかの排水の話とはまた全然関係なくて、単純に、
1:38:00	放射性物質の、
1:38:02	吸着剤の
1:38:04	ステッキに関して、
1:38:07	よりその拡散を防ぐために、
1:38:11	集水枡を
1:38:14	作ります。
1:38:15	設置箇所として、集水枡を作るっていう嘘、そういう認識にございます。前回の2020年2月から3月の説明からの変更点。
1:38:34	としましてNo.の恒設のミナミを復活させた理由としては、今の
1:38:39	5市さんのご説明の通りになります以上です。
1:38:44	皆川です。わかりました了解です。
1:38:47	はい。私から以上です。
1:38:51	規制庁の吉瀬です。1個だけ確認なんですけど
1:38:55	8ページの、
1:38:57	変更前の、
1:39:00	雨水排水、雨水枡ナンバー3排水ロツテ変更前のやつは、これ辺55は移設スルー者それは、
1:39:11	何ていうんきちとやつの残さないんだっけ残すんでしたっけ。ちょっとそこはなんか、今回は移設ですって言ってて、
1:39:21	名称を変えるだけだと言ってたんですけども、少し事実関係を教えてください。
1:39:29	中国電力の藤本です。放射性物質吸着剤設置箇所としましては、この変更前後の通り移設をいたします。ただ、雨水排水の集水枡としてはその変更前にあります箇所をここの残地になります。
1:39:43	なのでマスとしましてはもう既存は残したまま、下流側に新しくマスが設置される、吸着剤設置数としましては下流側のところに移設をするという形になります。以上です。
1:39:58	あ、規制庁の伊勢そうするとあの変更号にも、
1:40:01	変更後はこれ、図には反映されないんですかね。
1:40:05	何だ、前にあった既設の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:08	ナンバー3 海水ますってのは、
1:40:12	この
1:40:13	移設した後のこのこの赤いルートには入らない。
1:40:17	ですから、
1:40:21	はい 50 億円のフジムラです。既存のナンバー3 へ変更前にあります長さ排水量はこの赤色の地下水排水経路の途中ではありません多少ちょっと冷え等合流箇所、西側に位置するところになります。
1:40:36	なのでこま凡例の通り吸着剤設置箇所としてこの四角を示しておりますので、排水路としましてはほとんどほかの排水経路上にもありますので、今回は変更後の方では示しておりません。
1:40:49	以上ですそこご指摘いただきます。ご指摘ございまして、既存のまず天津としては、残置するところで表現を検討したいと思います。以上です。
1:41:03	はい。規制庁の井関少し変更のやっぱり理由、前回のヒアリング同意書なんですけど雨水排水量の変更したマス、位置を変更したとか、ルートを変更した理由だとか、
1:41:16	あともともとの設計から変えたとかそういう、
1:41:20	9 ページで言うと設計進捗に伴った変更だとかってのは、
1:41:25	すべからく、
1:41:27	説明してくださいっていうのが、前回のヒアリングのコメントで、それが
1:41:34	孔口のパワーポイントに反映されてないから、最初に聞いたんですけど、
1:41:39	ちょっと
1:41:41	何だ、二階名にちゃんと説明してもらえばいいんですけど、
1:41:47	もし早めにわかるんだったら早めに、
1:41:50	確認したいというところですが、あとちょっと、
1:41:55	そうですね。
1:41:58	反映の仕方を確認したいので、できれば早めに対応をお願いします。
1:42:08	はい注入フジモトです。承知いたしました 2 月 16 のヒアリングにおきましては、今のご指摘を排水系の変更につきましても反映して、回答いたします。あわせて同日に今回のコメント、
1:42:21	その審査会合における論点のパワーポイントも提出させていただきますのでそこに反映させてつご説明させていただきます。排水系、反映点としましては排水経路の変更理由、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:33	次いで前回ご指摘いただきましたので、周囲の重大事故と対応の工事に伴い排水経路が変更したというところを追記したいと考えております。以上です。
1:42:47	はい。規制庁の吉崎ですよろしくお願いします。
1:42:52	アットパワーポイント 10 ページからの、粉じん系ポンプの移設なんですけど、
1:43:02	まずその分次期ポンプってのは、そもそも何をやるポンプかっていうのを説明してもらえますかね。
1:43:11	除じんポンプですねすみません。
1:43:13	はい。中国電力の長田です。除じんポンプはですね
1:43:19	変更前のところの一番右側のエリアに除じん機エリアとありますけど四角で、
1:43:25	六つ。
1:43:27	ありますのがはい海水の経路にある除じん機、米を取る除じん機です。除じん機のところ、海水でバケツ上がったとかそういうことがございますので、
1:43:39	海水を排除新規の中に、
1:43:44	流したりします。そのためのポンプは、もともと海水ポンプエリアに設置してあったんですけども。はい。今回海水ポンプエリア重要な機器ございますので、
1:43:55	それを移設できることがめどが立ちましたので、
1:44:02	重要なものがない。除じん機エリア側に接するとそういうものでございます以上です。
1:44:10	規制庁井関です。大体わかったんですけども、そういうのがわかるように少し、何か※でもいいんですけど。
1:44:19	何を目的にしていたポンプなんで、そんなに重要ではないというのがわかるようにしていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
1:44:32	はい。中国電力の長田です。はい。除じんポンプの
1:44:36	目的というかそういう、そういうものをちょっと追記するようになりたいと思います。以上です。
1:44:44	はい。あと、規制庁ヨシザキそれとこの変更前にこの赤いエリアに赤入れて浸水防護重点化範囲、
1:44:54	ここに入っている設備っていうのは何だ、スクラ須賀Ss機能維持の
1:45:02	耐震性を持ったものがあると、嘘の何ていうか、もう少し、
1:45:08	何だ、前段の説明をして欲しいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:11	よろしいですか。
1:45:14	はい。中国電力の長田です。浸水防護重点化範囲というのは、耐津波設計の方で耐震Sクラスを、
1:45:24	もともと設置しているエリアを浸水防護重点化範囲として設定いたします。
1:45:30	例えば
1:45:32	変更前後、どちらもですけど、Rと書いてあるポンプは原子炉補機海水系で、今耐震Sクラスです。
1:45:43	さらにTと書いてあるものは、タービン補機海水ポンプで、こちらはもともとCクラス設計のものでしたので、島根2号炉の場合は、耐津波設計の中で、
1:45:56	この赤い、浸水防護重点化範囲赤点線の中に、
1:46:02	津波を入れないということで、この
1:46:05	対象のエリアについて、Ss機能維持をさせて、バウンダリを維持したり隔離弁を設けて津波の到達までに、
1:46:15	閉めると。はい。
1:46:19	そういうものでございますそれを前提として、
1:46:25	極力海域と繋がる、低耐震クラスのものがない方が、この良いというのがこの浸水防護重点化範囲になりますので、今回、
1:46:36	その除じん機のごみを取るための、
1:46:39	除じんポンプというものが、浸水防護重点化範囲の中にございましたので、それは
1:46:47	なければない方が良いということで移設を検討いたしまして、移設をするということを変更としてご説明をさせていただいたものでございます以上です。
1:47:00	はい。市長の井関です。
1:47:02	今言った
1:47:04	何だ、Ss機能維持してるっていうのはその対象として私ご説明をいただいたものでございます。以上です。
1:47:14	本当。
1:47:15	規制庁の井関です循環水もSs機能維持にするんですかね。
1:47:24	はい中国電力の長田です。ちょっとすいません表現が私がちょっと、
1:47:30	正確でなかったですけども、はいもともとSクラスのもので原子炉補機海水ポンプ等あります。で、タービン補機海水系とか循環水、ご質問に対して循環水もそうなんですけれどもこれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:45	耐津波設計の中で、既存設計もともとCクラスのを、浸水防護施設として格上げといいますかしましたのでこれも、
1:47:55	Sクラスの設備として、耐震性を持たせます津波防護の対策として、
1:48:02	Sクラスというような整理になっておりますので、いずれにしましても、基準地震動Ssに対する耐震性を有する設計とするということになります。以上です。
1:48:16	はい。規制庁の井関ですわかりました。ちょっと前段が、
1:48:20	何だ、耐震性の低い本ぷーの分除じんポンプ。
1:48:27	は外に出したけど、まだあるなと思って、そちらの循環水だとかタービン補機海水ポンプ。
1:48:36	は、何だ、
1:48:40	拡張。
1:48:42	拡充化は、Sクラス、Ss機能維持に、
1:48:46	格上げしてやってるっていうのが、
1:48:49	ちょっと説明であった方がいいのかなと思うんですけど、いかがですか。
1:48:56	はい。中国電力の長田です。はい。わかりましたもともと、
1:49:02	対津波設計の中で低耐震クラスで海域と接続するものは、浸水防護施設として、はい。Sクラスとしていたんですけども、それは
1:49:13	排除人ポンプも同じく、Sクラスとし、最初していたんですけども、
1:49:20	それを出せるものは出した方がいいということで、そうしましたので、はいちょっとその辺をもう少しちょっと言葉を補足して、概要なり結果のところに書き加えるようにしたいと思います。以上です。
1:49:35	はい。規制庁吉崎ですよろしくお願いいたしますそれと、
1:49:39	2ポツの確認結果の最後のところで、
1:49:44	周囲の断面性能と同様になるように閉鎖するってのはこれはどう、具体的にはどういうことをやるんですかね。
1:49:54	はい。中国電力の長田です。除じんポンプを移設した後に海水をそこからくみ上げておりましたので、開口が生じますので、はいそこは
1:50:05	取水槽のポンプを据えつけている床面と同じような、
1:50:12	状態になるように、当然コンクリート詰めをするんですけども、必要に応じて鉄筋とかそういうことも考えて、同じ
1:50:22	ような性状になるような、床にするということでございます以上です。
1:50:29	はい、規制庁の井関さんそこは何か補足でもいいんですけど、何か説明あるんですかね。
1:50:40	中国電力の長田です。こちらはですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:45	もともと取水槽の床とかは、当然
1:50:51	Sクラスの間接支持でございますし
1:50:55	はい。そのところの部分的なところになりますので、
1:51:00	同じように、何といたしましょうか言うか、壁と同じにすることを、
1:51:06	でございます特にそこに対しては、特に補足等を考えておりませんでした。以上です。
1:51:14	規制庁の伊勢サノちょっと読んだだけだと
1:51:20	周囲の断面性能と同様って言われると、どうなんだ、何か鉄板引くのかどうなのかって、思ってしまうんで少し、
1:51:30	確認聞いたんですけど、その具体的にどうするかってこれ、少し
1:51:37	方針だけでも、
1:51:39	コンクリート詰めと同じようにするっていうことであれば、そそれでもいいんですけど、
1:51:46	具体的にどうですかというのを、少し、
1:51:50	わかるように記載して欲しいんですけども。
1:51:53	よろしいですか。
1:51:54	はい。中国電力のナガタですはい。はいコンクリート詰めしてということに記載して、もうちょっと補足したいと思います。以上です。
1:52:06	はい。規制庁の井関です。はい、では、よろしく願います。
1:52:12	私から以上です。
1:52:14	他、
1:52:17	あ、ミナカワですみません
1:52:20	10 ページで、
1:52:23	教えて欲しいんですけど、除じん系ポンプ配管は、
1:52:27	1 ポツの概要の最初の分なんですけど、
1:52:32	取水槽海水ポンプエリアに設置する計画であったためであるんですけど、事実確認だけなんですけど、これもすでに、
1:52:42	あるっていう理解でいいんですよ現状はだから取水槽海水ポンプエリアに、
1:52:47	すでにあって、
1:52:49	今後、
1:52:51	非常にそこを取水槽除じん機エリアに、
1:52:55	移しますっていう理解でしたっけ。
1:52:59	中国電力の長田ですご理解の通りで、現状でございますので、はい。ちょっとこの辺も

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:08	設置しているためとか、そういうちょっと表現を適正化したいと思います。以上です。
1:53:15	皆川です。はい。よろしくお願いします。どういうのと。
1:53:21	もう一つ、移設することとしたってところなんですけど、さっきヨシザキとかのやりとりで、
1:53:31	低耐震クラスのやつはできるだけその浸水防護重点化範囲から出せるものは出しておくっていうその考えはそりゃそうだなって思いましたと。
1:53:42	で、主旅館のとキーに、
1:53:46	そうしなかったんだけど、今回、
1:53:50	やっぱできますってなったのは、具体的に、
1:53:54	何でなのかって教えてもらっていいですかね。
1:53:58	はい。中国電力の長田です。背弧ちょっとものの程度に入るんですけどもタービン補機海水系とかすべて循環水ポンプというものは、
1:54:08	非常に
1:54:10	メインという言葉が適切かどうかわかりませんが発電所の運転に係る主要な主要といえますか、そういうポンプでございますが10人。
1:54:22	ポンプにつきましては、徐々、先ほどご説明したように除じん機の中に洗浄とかのために、
1:54:29	改正送り込んでるとい、
1:54:32	比較的この取水槽の中だけでクローズしているポンプです。
1:54:36	で、許可の時にはですね先ほどご指摘ありましたすでに、もともとあったポンプですので、他の
1:54:45	タービン補機とか循環水ポンプと同様に低耐震クラスですので、結節機能を維持するように設計をしますと。
1:54:56	ということでご説明をさせていただいております。それがはい。やはり安全性向上の観点からもない方が、
1:55:06	望ましいと思いましたので、検討しておりましたけれどもめどが今日鍛冶にはまたなかったという、
1:55:15	立っていなかったということでございますので、今回設工認の段階で、移したいということでご説明をさせていただいたものです以上です。
1:55:31	皆返す趣旨はわかりました。
1:55:36	あれですねし、今の説明で何となく
1:55:39	今回のその工認の断面で打つようにしましたっていうその考え方なんかわかったんですけど、
1:55:49	10ページのその概要の記載だけだと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:52	何か唐突に、
1:55:55	何か今回、
1:55:56	移設することとしたため、営業評価するとか、
1:56:00	んっていうその、
1:56:02	何かよくわかんないけど、移設しますみたいになっちゃうんで。
1:56:07	さっきのヨシザキとかのやりとりがあったと思うんですけど、除じんポンプってどんなものとか、あと浸水防護重点化範囲での何か考え方とか、
1:56:20	そこら辺も踏まえて、何か今回、
1:56:24	何で取水槽除じん機エリアに
1:56:29	除じんポンプを移すことになったのか。
1:56:34	という考え方は、
1:56:36	しっかり言ってもらった方がいいかなと思うので、記載ぶりだけなんですけど、
1:56:44	検討してもらってもいいですかね。
1:56:47	はい中国電力の永田です。はい、ご指摘の趣旨を踏まえまして目的とかそういうところをもうちょっと
1:56:54	追記するようにしたいと思います。以上です。
1:57:00	はい。よろしくお願いします。
1:57:03	すいませんそれと、
1:57:05	ちょっと戻っちゃうんですけど、
1:57:10	4 ページ、D/W推計のところ、ちょっと2 点ほど教えていただきたいくて、
1:57:18	まず
1:57:20	D/W水位計のところ、ベント管の話なんですけど、
1:57:25	あれ、ベント管で、
1:57:27	サブチャにこう繋がってるベント関係もともと何本あるんですけど、
1:57:38	ごさいません。
1:57:41	中国電力の福間です。ベント管につきましては、8 本ごさいます。
1:57:45	以上です。
1:58:18	あ、すいません中国電力の福間です。
1:58:21	音声が届いていなかったかもしれないのでもう1 回回答させていただきます。ベント管につきましては、8 本ごさいます。以上です。
1:58:31	はい、ありがとうございますで、私の音声って今聞こえますか。
1:58:37	中国電力の福間です。今聞こえております。以上です。わかりました。はい。で、すいません

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:44	もうその 8 本のうち、D/W水位計を設置するのは、8 本のうちの 1 本という理解でいいでしたっけ。
1:58:55	中国電力の福間です。厳密に言いますとベント管のところそのものに計器をつけるものではございませんが、衛藤。
1:59:05	ベント管の近傍を 1ヶ所につける計画にしております。以上です。
1:59:11	皆さん、わかりました。だから、ハイフオンのうちの 1 本の近傍に、
1:59:19	開けるっていいことですね。わかりました。で、先ほど説明があった、床面からの高さ 93 とか 94 っていうのは、
1:59:29	8 本のうちの一番何ですかね。
1:59:33	高さが低い。
1:59:35	ベント管、
1:59:36	の方の高さが床面から、
1:59:39	93 とか 94 だったのでっていう理解でいいんですかね。
1:59:45	中国電力の福間です。はい。ご認識の通りでございまして一番低いところが先ほどの数値というところになります。
1:59:53	以上です。
1:59:55	皆さん、わかりましたありがとうございますそれと、
1:59:58	もう 1.5 ページで、
2:00:03	すいません
2:00:04	この手順の考え方でペDESTAL注水の停止手順の基準の話でちょっと教えて欲しいんですけど、統一これもすでに許可で議論されてることだと思っのでどうこう言うつもりはないんですけど、
2:00:20	ちょっと考え方として教えて欲しいのは、
2:00:23	このペDESTAL注水の、
2:00:27	警視の基準が①から③までであると思うんですけど、
2:00:32	この③を満たさなきゃ止めませんっていうその考え方って教えてもらってもいいですかね。
2:00:52	中国電力の福間です。
2:00:54	少々お待ちください。
2:01:07	中国電力の福間です。すいませんちょっと後程回答させていただきますので、もし次の質問あるようでしたら次お願いいたします。
2:01:17	皆川さん
2:01:19	大丈夫です私からの質問はないので、もしあれだったら、
2:01:26	審査会合のヒアリング終わったらちょっと私抜けちゃうので、次の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:31	ヒアリングの時、16 でしたっけ、の時とかでも教えてもらえれば、10、それで大丈夫です。
2:01:39	よろしいですかね。
2:01:41	中国電力の福間です。承知いたしました。衛藤。間に合えば本日もし、時間が間に合わないようでしたら、後日、ご説明させていただきます。以上です。
2:01:52	はい。よろしく申し上げます。私からは以上です。
2:02:10	あ、すみません、ミナカワウヤ 1 点 1 点言うの忘れてました。さっきのその、
2:02:16	D/W水系のところなんですけど、
2:02:19	今いいですかね。大丈夫です。
2:02:23	大丈夫です。中国電力福間です。お願いいたします。
2:02:26	すみませんちょっとわかりづらいなと思っただけなんですけど、5 ページの図にあるじゃないですか。これ
2:02:36	ペダスタルD/W水。
2:02:40	左側の軸で、右側が実際に
2:02:44	注水流量だと思うんですけど、
2:02:50	ペダスタルとドライウェルの水位っていうのが、
2:02:56	何を表してるのか。
2:03:00	と言うと、その前のページの 14 の図 1、
2:03:06	No。
2:03:08	圧力容器の下のところはペダスタル。
2:03:13	いえ、そこに設置してあるボリュウムシールドの、
2:03:21	宇和面のエレベーション報、その右側の、
2:03:26	D/Wさん。
2:03:28	部の床面のエレベーション。
2:03:35	を指してるってことでいいでしたっけ。なんかそのエレベーションと推移がよくわからなくて、
2:03:41	どういう関係なのかってちょっと教えてもらってもいいですかね。
2:03:58	中国電力小松少々お待ちください。
2:06:07	中国電力の福間です。申し訳ございません。合わせて 16 日にご説明させていただきますことで、
2:06:13	進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:17	皆さんわかりましたそれで全然大丈夫です。ドイツーモシイなんか可能ならぐらいなんですけどちょっとその趣旨聞かないとわかんないとこあるんですけど。
2:06:30	何か、ページと4ページの、
2:06:35	関係が若干何か、
2:06:37	誤解を生む。
2:06:40	そんな感じなので、いや何かをページのグラフだけ見ると、ボリュームシールドとドライウェルサンプの。
2:06:51	流行面。
2:06:54	1メーターぐらい違うのかなあとも思いつつ、
2:07:03	図1は、そこら辺、概要図なんであれですけど、
2:07:09	何か少し、もし
2:07:12	誤解を生まないようにできるんだったら、
2:07:18	その説明の際に、
2:07:20	今のままで全然、全部は読みませんっていう説明してくれるんだったらそれで構わないんですけど、
2:07:26	何かもし、検討していただいてこっちの方が適切とかっていうのがあれば、
2:07:31	図なりグラフなり少し、書き方検討してもらえればいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
2:07:38	中国電力の福間です。ご指摘いただいたところなんですけども、今ちょっと簡略化して図1の方のサンプの絵ですとか、衛藤床面、
2:07:49	ペDESTALの内部の、
2:07:51	高さとかですねちょっと簡略化してあるところございましてさが見えにくいところとかございしますので、ちょっとその辺りを修正して、わかりやすいような形で、
2:08:01	修正する方向で考えたいと思います。以上です。
2:08:06	皆川ですよろしくお願いしますはい。私から以上です。
2:08:21	規制庁のイトウです。すいません7ページ、パワーポイントの7ページの第4保管エリアの図なんですけど、すごい基本的なことなんですけど、
2:08:31	各保管エリア拡張した部分に実施の、
2:08:36	説明をとって自主とか予備とか、
2:08:39	これって竜巻の関係とかで何か固縛とかは特にはしてないんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:47	はい中国人レベルのフジモトです竜巻の固縛は2号においては実施をしておりません以後のR/Bに対して、他社距離等の関係で不要というふうに整理しております。以上です。
2:09:01	あ、規制庁伊藤ですありがとうございます。
2:09:35	ですから、
2:09:36	気づいたですはいわかりましたありがとうございます。
2:09:42	幸せ規制庁イワサキです
2:09:45	火災の件で、回答できそうですか。今日、今日難しかったら次でも大丈夫そうですけど。
2:09:57	中国電力の松永です。障防法の概要も含めて16日。
2:10:04	ご回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
2:10:09	規制庁矢崎ですはいじゃあそれをお願いします。
2:10:17	はい、規制庁イトウですこちらからは以上ですけども、中国電力は何かありますか。
2:10:33	規制庁伊藤です。こちらから確認は終わりましたのでもし、中国電力が何もないとコメントの確認をしたいと思いますが、
2:10:42	よろしいでしょうか。
2:10:47	中国電力のイタイガワです。少々お待ちください。
2:11:15	中央電力の森本です。先ほど皆川さんから、
2:11:21	ご質問ありました、格納容器圧力384kPa未満での、
2:11:27	停止基準にしてるところなんですけど、
2:11:31	これはRHRSの、
2:11:33	残留熱代替除去系。
2:11:36	の運転を前提にしております、これによる冷却が、
2:11:42	達成できたってということをもって
2:11:47	ドライウエルの圧力が下がってきたところっていうところで0.9Pdっていうところでのサンパチを設定してることになります。
2:11:55	以上です。
2:12:01	南川。
2:12:03	いっす。
2:12:06	わかりました。
2:12:13	ありますか。ごめんなさい別にこの基準の基準動向っていう花Cを今更するつもりないんですけど、
2:12:24	これって
2:12:26	外部注水量。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:29	外部外部。
2:12:32	そういう意見。
2:12:33	できるだけそのサブチャンの中に持ち込みたくない。
2:12:38	という考え方。
2:12:41	てCの基準を設けてると思うんですけど、
2:12:46	格納容器圧力 0.9、福島で言うとサンパチ 4 って 0.9Pd だと思うんですけど、
2:12:54	なんか結構、
2:12:56	短い、短いとか何か結構、主なんですかね、かなり下げたところまで止めないんだなってちょっと思っただけなんですけど。
2:13:04	もともと、もう代替循環が回っていれば、
2:13:09	もう、
2:13:11	持ち込みを停止するって考え方もあるのかなと思ったんですけど、そこは
2:13:18	かなり圧力を下げない限り、止めないっていう考え方だってことなんですね。
2:13:28	中国電力の森本です。確実に冷却ができたっていうことを確認をもってっていう意図でそういった値にしております。以上です。
2:13:42	皆川ですわかりました。とりあえず事実関係ははいわかりました。はい。私から以上です。
2:13:58	中国電力のイタイガワですその他こちらから特にございません。
2:14:04	規制庁伊藤です。はいこちらからもないので、コメントの確認をお願いします。
2:14:12	中国電力のイタイガワです画面の放棄をいたします。少々お待ちください。
2:14:41	中国電力のイタイガワです画面の方見えて、
2:14:45	きまずでしょうか。
2:14:47	あ、規制庁イトウですはい見えてます。
2:14:58	はい、それではナンバー一 番資料 1-2 ページですが、火災感知器はバックフィットの内容を満たしており、煙、
2:15:06	熱感知器を審査基準通りに設置することを整理して記載することいかがでしょうか。
2:15:13	ミナカワすみません、
2:15:16	ナンバー1 なんですけど、その煙熱感知器、
2:15:22	審査基準通りに設置することを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:25	だと多分、
2:15:27	このパワーポイントの2ページって何の修正もいらんんじゃないかなと思ってですねこちらの修正の趣旨は、
2:15:35	その感知器の設置って、
2:15:39	その感知器、その下煙と熱だけが、消防法通りに設置することを求められてるわけじゃないと思うんすよね。
2:15:49	あくまで主語は感知器になってると思うんです。今のこの2ページの資料だけ見ると、そうです。
2:15:57	煙等熱感知器については、
2:16:00	23条第4項に従い設置しますって言っていて、
2:16:05	じゃあ他の感知器ってどうなんでしたっけ。
2:16:09	という話が。
2:16:10	受けてきちゃうんだと思うんで、そこを、
2:16:15	しっかり、
2:16:18	検討してくださいっていうことなんですけど、例えば、
2:16:23	単純に言うと、
2:16:24	基本設計方針って、
2:16:27	煙感知器及び熱感知器については障防法。
2:16:31	みっ通りに設置するみたいな限定関係でしたっけ。
2:16:39	フローリングのミナクチです。検定をかけていないので、先ほどの皆川さんのご指摘の通り、このコメント内容については、
2:16:48	この保管式も含めて審査基準通りに設置することを、
2:16:52	と理解してみます。以上です。
2:16:55	そうっすね。
2:16:58	なので、コメント内容は、煙熱感知器を含めて、
2:17:03	感知器について、
2:17:04	審査基準通り設置することを整理して記載することとかだったらオッケ一です。
2:17:09	はい。以上です。
2:17:13	中国電力イタイガワで承知いたしました。
2:17:17	ではNo. 2ですけども、資料②、
2:17:20	81ページ115ページの2の、
2:17:24	2点目とレジャーの場所以外は感知器を設置する。
2:17:29	所の高坂遠藤の高坂を整理することいかがでしょうか。
2:17:40	規制庁衛藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:42	せんせん。整理というより、もう、
2:17:50	あれですか。ただそれそうですね、規制庁イワサキサノ、これはもう中瀬精油整理っていうか、もうこれは天井の高さがって書いてあるので整理するまでではなくて、
2:18:02	この2棟その今設置してある場所が20メートル超えているところであること。
2:18:09	についてのその基準とかも、
2:18:12	消防施行令との適合の考え方。
2:18:16	という意味。趣旨としてはそういうことなんで何とかその、
2:18:20	この20メートルは、何か整理するまでもなく天井と書いてあるので洗浄だと思っんですよね。
2:18:27	何で来、この施行令と、今の設置場所との、
2:18:33	適合への考え方を説明してもらえればいいのかと思います。
2:18:53	中国電力イタイガワです記載を修正いたしました。
2:18:57	続いてナンバー3ですか、資料①-4ページ、施工誤差はどれだっけ、どれくらいあるのかを確認して回答すること。
2:19:07	いかがでしょうか。
2:19:11	ヨシザキですけど、34号は、一つだと思ってて、
2:19:18	結局、そうですね、施工誤差によるってあるんでそれはどれくらいあったのかっていうのと実際どれくらいで、今回変更した値に対して、
2:19:28	それだったら確実に検知できるっていうのを、論理立てて説明をして欲しいっていうだけですから、
2:19:39	はい、別にこれでいいと思いますけど、345を踏まえて修正をお願いします。
2:19:49	中国電力イタイガワです。承知いたしました。
2:19:53	続いて、
2:19:55	6番、ナンバー6ですけども、資料①の7ページ。
2:20:00	車両の配置を見直し個数の見直しによる影響がわかるように記載を検討すること。
2:20:06	いかがでしょうか。
2:20:29	ちょっと6番もうちょっと、ちょっと何か、
2:20:34	その時に言ったことが若干後退してんのかと思うんですけど。
2:20:39	今日は何の影響がっていうのはわかってると思うんでいいと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:47	許可で決めた手順とか、そういったものに影響がないかってことだと思うんですけど。
2:20:53	そこ辺はちゃんと示してください。
2:20:57	アクセスルートとか、その手順とか、
2:21:03	に影響がないと、はい。
2:21:10	はい。
2:21:12	中国電力板井は承知いたしました。は影響がないかの確認を説明させていただきます。
2:21:19	続きましてナンバー、
2:21:21	あとですね、資料 01 の 7 ページ。
2:21:26	II1 の変更前後でアクセスルートが狭くなったように見えることについて修正を検討することいかがでしょうか。
2:21:35	はい 8 番 9 番はこれでいいですよ。
2:21:39	承知いたしました。続いて、
2:21:42	ナンバー10 番ですか、排水経路を変更することがあった経緯を追記して理由を説明する文書への見直しを検討すること、いかがでしょうか。
2:21:57	はい。10 番、11 番。
2:22:01	12 番。はい。これでOKです。
2:22:06	承知いたしました。No.13 ですけども、資料①の 8 ページ。
2:22:12	と図 1 の変更前のナンバー3 の集水柵は変更後にも、
2:22:17	山ちいして排水経路として使用することの表現を検討すること。
2:22:23	いかがでしょうか。
2:22:25	はいちょっとダブりますけど。はい。
2:22:29	OKです。
2:22:32	承知いたしました。
2:22:34	続いてNo.14、資料①ー10 ページ除じん本プの目的がわかるように記載を検討すること。
2:22:41	いかがでしょうか。
2:22:43	はい。これも 1045、16 でセットだと思うんですけどもその背景だとか、
2:22:50	対策。
2:22:52	まだ隣接した後の対策。
2:22:57	あとは何だ、伊勢通。
2:23:00	移設する低耐震クラス以外の残ったやつについてもどうな、どうしたのかっていうのを、説明をしてもらいたと思います。はい。以上です。
2:23:12	中国電力イタイガワで承知いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:16	藤。
2:23:18	No.17 ですけどもう資料①10 ページ、図 1 の除じんポンプが、
2:23:23	常に設置していることがわかるように、表現を検討すること。
2:23:29	いかがでしょうか。
2:23:38	三中生徒 10 名中 17 も、
2:23:43	はい。19 も、
2:23:45	20 文字。
2:23:47	はい、OKです。
2:23:51	承知いたしました。
2:23:53	等コメントは以上になります。
2:23:57	はい。規制庁伊東ですこちらからもありませんので中国電力が全体通して何か、
2:24:03	ありますか。
2:24:07	中国電力のイタイガワです。こちらからどこにございません。
2:24:11	はい。規制庁、伊藤です。それでは次のあるんですけどちょっと、一旦休憩を挟んで、
2:24:20	ちょっと 10 分休憩をとって次 4 時 5 分から始めようと思いますので、よろしく願いますそれでは 1 回、ヒアリングを終了します。
2:24:30	お疲れ様でした。
2:24:32	高尾さんでした。
2:24:39	原子力規制庁イトウです。それでは先ほどの続きでまたヒアリングを、
2:24:44	再開しますので、よろしく願います。それでは中国電力説明をお願いします。
2:24:51	中国電力イタイガワです。
2:24:56	最初に、技術基準要求キリストについて説明しましてその後続けて、
2:25:03	基本設計方針、67 条 73 条、
2:25:07	の説明をさせていただきます。
2:25:10	これは資料③の回答整理表。
2:25:13	適正化リストですけども、
2:25:17	こちら用いて前回からの変更箇所について説明させていただきます。
2:25:22	変更点については主要なものに限定し、
2:25:26	記載の適正化の有無等の修正については、説明を割愛させていただきます。
2:25:34	資料③の通し 2 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:40	ナンバー63の竜巻防護対策設備について、統合した名称に変更したことに伴い、
2:25:48	名称を竜巻防護ネットから、
2:25:50	取水槽海水ポンプエリア防護対策設備、
2:25:55	カッコ竜巻防護ネット、
2:25:58	竜巻暴行班及び、
2:26:00	加古学校による構成。
2:26:04	学校により構成する。
2:26:06	に変更しております。
2:26:09	竜巻防護対策設備の名称変更に関連して、
2:26:14	適正管理須藤のナンバー63。
2:26:17	から68が、
2:26:19	あります。
2:26:22	修正箇所としましては、
2:26:24	資料④、
2:26:26	の2ページをご覧ください。
2:26:43	統合した名称に変更したことに伴い、
2:26:49	黄色ハッチングの通り、
2:26:52	基本設計方針の内容と、
2:26:54	変更してございます。
2:26:58	資料③の適正管理須藤お願いします。
2:27:04	2ページのNo.70。
2:27:07	ディーゼル燃料移送ポンプ、
2:27:10	防護対策設備について、
2:27:13	火山防護対策設備に新規につけられたことに伴い、
2:27:18	新規に追加してございます。
2:27:23	修正箇所としましては、資料④の4ページをご覧ください。
2:27:35	ディーゼル燃料移送ポンプ、
2:27:37	防護対策、
2:27:40	設備を新規に追加してございます。
2:27:46	資料③の2ページ、
2:27:49	に戻っていただいて、
2:27:52	ナンバー71。
2:27:55	近づいて仮設備についてですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:58	浸水防護設備との兼用の記載が抜けていたため、記載を追加しております。
2:28:06	また、地下水位低下設備の設計進捗に伴い、
2:28:10	水系の計測範囲を、
2:28:13	EL-21.6メートルから、
2:28:16	EL-11.6メートルに、
2:28:19	変更しております。
2:28:22	修正箇所としましては資料④の、
2:28:25	4ページをご覧ください。
2:28:33	地下水位低下設備の、
2:28:36	基本設計方針の記載内容、
2:28:39	黄色ハッチングの通り修正しております。
2:28:46	続きまして資料3-3ページをご覧ください。
2:28:54	ナンバー74の、
2:28:57	失礼しました。
2:28:59	ナンバー73ですね。
2:29:02	13の燃料プール監視カメラ用冷却設備、
2:29:07	について、試験結果を踏まえまして、
2:29:10	計画容量を250、
2:29:13	リッターから330リッター。
2:29:16	に変更になったことに伴い、
2:29:18	基本設計方針の記載を修正しています。
2:29:22	修正箇所としましては資料④の、
2:29:26	ページをご覧ください。
2:29:41	燃料プール監視カメラの冷却設備の、
2:29:44	基本設計方針の記載内容、
2:29:47	について330リッター。
2:29:49	に変更しております。
2:29:53	あとは資料が、⑤をご覧ください。
2:29:58	設定根拠の説明書になりますが、
2:30:02	こちらの77ページをお願いします。
2:30:19	当設定根拠の方。
2:30:21	も容量330。
2:30:24	リッター以上にしてるんですけども、
2:30:27	こちら黄色ハッチングしてございませんが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:31	設定根拠については、
2:30:34	第 5 回補正で、
2:30:37	補正している、いますので、
2:30:40	ハッチングはしていない状態になってます。
2:30:46	それでは資料③、
2:30:49	に戻ってもらって、
2:30:52	3 ページお願いします。
2:30:56	ナンバー74、
2:31:00	格納容器さんがサンプリング装置、
2:31:04	格納容器水素濃度(エ)性及び
2:31:08	格納容器酸素濃度括弧です。
2:31:12	ですけども、
2:31:17	窒素ガスポンベの予備を含めた個数を、
2:31:20	明確化するため個数を、
2:31:22	3 以上から、
2:31:25	個数にカッコ呼びに変更しています。
2:31:31	修正箇所としましては、資料④、
2:31:35	この 6 ページをお願いします。
2:31:48	とサンプリング装置の基本設計をする内容。
2:31:52	ところで個数を変更しております。
2:31:59	また、資料⑤、
2:32:01	をご覧ください。
2:32:06	5 ページは 69 ページになります。
2:32:21	当設定根拠法についても、窒素ガスポンベの個数を、
2:32:25	変更して、黄色ハッチングの通り変更しております。
2:32:34	資料③適正化リストの 4 ページをお願いします。
2:32:43	ナンバー80 番ですけども、
2:32:50	メタルクラッド開閉装置について、
2:32:53	常用と高圧炉心スプレイ用。
2:32:56	に分けて記載することに伴い、
2:32:58	メタルクラッド開閉装置、HPCSを追加しています。
2:33:04	修正箇所としましては資料④、
2:33:09	20、
2:33:10	3 ページをお願いします。
2:33:23	23 ページにメタルクラッド。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:26	開閉装置HPCSを追加しております。
2:33:31	レベル3ベースで2メートルCSは設定根拠が資料⑤の、11ページをお願いします。
2:33:42	設定根拠の方についても、
2:33:45	メタルクラッド開閉装置のHPCS、
2:33:48	を追加しています。
2:33:52	ちょっと戻るんですが、9ページ。
2:33:57	うん。
2:34:00	見てもらいまして、
2:34:02	非常用のメタルクラッド開閉装置の方。
2:34:06	設定根拠なんですけども、
2:34:08	前はHPCSと合わせて記載していたんですが、
2:34:12	分けて記載したことによって、
2:34:15	個数であったり、
2:34:18	要領の設定根拠等の記載を、
2:34:22	黄色ハッチングの通り見直しでございます。
2:34:28	メタルクラッド等、
2:34:32	についての変更。
2:34:34	同様な変更。
2:34:36	コントロールセンター、
2:34:39	動力変圧器、
2:34:42	にも同様に変更を行っております。
2:34:46	資料③の適正化リストでいうと、No.81から、
2:34:53	100番です。
2:34:55	これが該当します。
2:35:00	当資料③ですが、
2:35:05	な、
2:35:08	6ページをお願いします。
2:35:14	6ページの104番、No.104以降が、
2:35:18	資料⑥、
2:35:21	あと技術基準要求機器リストに関する説明書、
2:35:26	この変更箇所になります。
2:35:30	これまでに説明した内容については、こちらに同様に修正してございます。
2:35:37	その他の変更箇所としましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:41	適正化レスト資料③の、
2:35:44	8 ページをお願いします。
2:35:53	ナンバー124 から、
2:35:56	137
2:35:57	その他もございますか。
2:36:00	124 番、
2:36:03	九大に関する記載なんですけども、
2:36:09	基本セキ方針に機能性能、
2:36:11	を記載しているため、
2:36:13	給電に関する記載は、
2:36:16	すべて中することとし、
2:36:18	リストのほうに追加しています。
2:36:23	修正箇所としましては、
2:36:25	資料⑥、
2:36:27	4 ページをお願いします。
2:36:42	機器レス等と言いますと、
2:36:46	ナンバー33。
2:36:49	2 常設代替交流電源からの給電。
2:36:53	括弧計器電源喪失通知に紙をする。
2:36:57	設備。
2:36:59	を新規に追加しています。
2:37:04	このほかにも、多数、
2:37:07	追加した 9 電、
2:37:09	に関する記載がございますか。
2:37:13	説明は割愛いたします。
2:37:18	続いて適正化リスト資料③。
2:37:21	お願いします。
2:37:24	9 ページですか。
2:37:28	ナンバー138。
2:37:33	格納容器フィルタベント系の
2:37:36	加古バイパスライン。
2:37:38	を追加して今、
2:37:43	修正箇所としましては、資料⑥、
2:37:47	ー5 ページをお願いします。
2:37:51	ナンバー50。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:53	何ですか。
2:37:55	こちらに格納容器フィルタベント系バイパスライン、
2:37:58	可燃性ガスの、
2:38:03	蓄積防止。
2:38:05	として追加してございます。
2:38:13	続きまして、
2:38:16	適正化リスト資料③－10 ページをお願いします。
2:38:26	ナンバー141。
2:38:29	142 の、
2:38:32	Hパックの蒸気弁になりますが、
2:38:35	MV21。
2:38:37	－21 万と。
2:38:39	22 番、こちら記載が抜けてましたので追加しています。
2:38:44	修正箇所としましては資料⑥、
2:38:48	の 6 ページをお願いします。
2:38:55	とNo.5657 に、
2:38:59	Hパックの条件、
2:39:02	を追加しております。
2:39:09	続きまして、適正化ですと資料③の、
2:39:13	15 ページをお願いします。
2:39:20	ナンバー200 と 201。
2:39:24	この第一面とフィルター格納容器。
2:39:27	格納槽社へ。
2:39:29	と配管遮へいについて、
2:39:32	基本設計方針の方に機能性への、
2:39:35	を記載しているため、信金中止、追加しています。
2:39:41	修正箇所としましては資料⑥の 21 ページをお願いします。
2:39:52	ナンバー180。
2:39:56	何と 181、2、
2:39:59	第一面と入れた格納槽遮へい。
2:40:03	と配管遮へいを追加しています。
2:40:09	続きまして、適正化レスト 03 の資料。
2:40:13	ページで言うと 19 ページをお願いします。
2:40:19	うん。
2:40:22	ナンバー243 棟 244。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:27	可搬式窒素供給装置の空気圧縮機等賞は、
2:40:33	昭和月が、
2:40:35	記載が抜けていたため、追加しております。
2:40:39	修正箇所としましては資料⑥の 26 ページをお願いします。
2:40:52	リストNo232233。
2:40:56	こちらに可搬式チサキ補給装置、
2:40:59	空気圧縮機等昭和付を追加しました。
2:41:04	ここで記載の適正化動きがありましたので、
2:41:10	プレゼンさせていただきます。
2:41:15	空気圧縮機と正月機能。
2:41:19	営農機能の欄が電源設備からの、
2:41:23	9 台になってございますが、
2:41:26	正しくは、
2:41:37	正しくは可燃性ガスの爆発防止、
2:41:41	になります。
2:41:42	失礼いたしました。
2:41:47	以上が技術基準要求機器に関する、
2:41:50	主な変更箇所になります。
2:41:54	続きまして基本設計方針 67 条 73 条。
2:41:58	ご説明をさせていただきます。
2:42:02	資料⑦をお願いします。
2:42:09	7 ページ。
2:42:11	2、
2:42:12	適正化リストをつけております。
2:42:20	ナンバー231 ですけども、
2:42:23	先ほどの技術基準要求機器リスト側でも説明しましたか。
2:42:28	格納容器サンプリング装置の窒素ガスボンベ。
2:42:34	について個数を、
2:42:36	変更しております。
2:42:43	修正箇所としましては、
2:42:46	資料⑧をご覧ください。
2:42:52	ページは 10、11 ページになります。
2:43:01	用紙キーな脳基本設計方針、
2:43:05	変更後になりますか。
2:43:07	そこで個数を変更しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:14	26 ページをお願いします。
2:43:23	計測施設の基本設計方針になりますが、
2:43:28	こちらの方も、
2:43:33	窒素ガスポンベの個数を、
2:43:36	2 個括弧及び、
2:43:37	2 項、
2:43:39	というふうに変更しております。
2:43:47	適正化リスト。
2:43:49	⑦の仕事ですね。
2:43:53	17 ページをお願いします。
2:43:56	ナンバー232 についても、
2:43:59	先ほどのナンバー231 と同様に、
2:44:05	窒素ガスポンベの予備の個数、
2:44:08	を変更しております。
2:44:13	はい。
2:44:15	基本設計方針。
2:44:17	67 条 73 条の変更の説明は以上です。
2:44:23	こちらからの説明は以上になります。
2:44:41	規制庁岩崎です。
2:44:46	これ、確認だけなんですけど、基本方針の方ですね窒素ポンベの、これは、
2:44:55	個数は四つってことですか。
2:44:58	2 個と予備 2 個で、
2:45:01	全部残すは四つっていう認識でいいですか。
2:45:07	中国電力の笹木です。ご認識の通りで酔っ合計四つでございます。以上です。
2:45:19	はい。
2:45:21	わかりました。ありがとうございます。
2:45:43	規制庁の吉崎です。05 の資料で、
2:45:48	設定値こん今日来これの質問もよかったんですけど。
2:45:56	今日ぐらいの形態はです。
2:45:59	やっぱり決定の設定根拠についても、お願いします。
2:46:06	規制庁吉崎です。えっとですね。
2:46:09	時田。
2:46:12	ロードセンター、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:14	13 ページ、14 ページから、
2:46:17	13 ページ労働センターでA2Cと 2Dの容量があって 34 ページに書いてあって、
2:46:25	24 ページで確認したいのは、
2:46:31	
2:46:37	
2:47:15	中国電力内藤です。
2:47:17	ちょっと
2:47:21	と君 II。
2:47:23	を含む内容になりますので、
2:47:26	討論を止めてもらえかと思います。以上です。
2:47:32	規制庁イトウでちょっと一旦止めますので少々お待ちください。
2:47:40	はい。規制庁の吉崎です。録音を再開いたします。
2:47:44	のページですね。
2:47:48	ロードセンターの設定値根拠の 14 ページのところの非常用コントロールセンターの
2:47:57	合計の一番下のから 1 個 1 個上なんですけど、
2:48:01	ここにある 2Dの数字、2 メガって 2Dの方が負荷が大きいんでそっちで計算してるんですけど、
2:48:10	2D側の、
2:48:13	この数字で言っているんだよね。
2:48:18	じゃないよね。2Dのヒロイ近藤センターの数字。
2:48:23	これ 1824 っていうんですけど、これが、
2:48:27	コントロールセンター側でいうとどこになるのかって説明できるでしょうかね。
2:48:33	近藤センターだと 10。
2:48:36	16 ページかな。
2:48:44	16 ページのどれを足せば、
2:48:49	14 ページの、
2:48:51	センターの非常用構造センターの俯瞰の形になるのかっていうのを説明してますか。
2:49:10	中国電力の尾川です。少々お待ちいただきますでしょうか。
2:49:52	中国電力の尾川です。
2:49:55	こちらの容量なんですけども、設定根拠の 17 ページをご覧くださいませすでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:05	はい、どうぞ 10 名。
2:50:07	7 ページ。はい。17 ページの注記で、記載しておりますけども、コントロールセンターここで記載しておりますコントロールセンターにつきましては、
2:50:17	原子炉を安全に停止するために必要な設備と工学的安全、
2:50:22	施設作動時に必要となる設備、SAの設備が設置されているコントロールセンターを示すということで、設定根拠のほうを作成しております。
2:50:32	なので数字としてはここに記載しております数値としてはコントロールセンターの基数として 11 基になります。
2:50:40	こちらをロードセンターの方に当てはめると、労働センターの方では、14 ページになりますけども、8、コントロールセンターが 8 台と 7 台と、
2:50:52	ということでちょっと合計がありませんので、こちらの 2Dのコントロールセンター7、
2:50:59	第 1 について、1824 という数字がございますが、こちらがちょっとこちらの中、
2:51:07	15 ページ以降の設定根拠では、確認できないものになっております。
2:51:15	現状は以上となります。
2:51:25	規制庁の義崎ですちょっと、見失ってしまったんですけど。
2:51:31	17 ページの 11。
2:51:34	この番が注記で振ってあって、
2:51:38	ここで安全停止するための設備関係の設備、SA時のコストセンター示すで、
2:51:47	これが合計、これの合計が、
2:51:53	幾つでしたっけ。
2:52:01	中国電力の小川です。コントロールセンターの本須台数としては 11 台になります。
2:52:09	こちらが、
2:52:10	16 ページの表 1 に記載しておりますコントロールセンター、
2:52:16	こちらは滑っていたしますと 11 台あるということになります。
2:52:22	以上です。
2:52:26	ここは規制庁のヨシザキでそれはわかりました。で、その 14 ページの関係をもう一度説明してもらえますかね。
2:52:41	中国電力の尾川です。14 ページの方の労働センターの
2:52:48	西井楡井のコントロールセンターの合計は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:53	いたしますと、15 になり、なるんですけども、これにつきましては、こちらの設定根拠で、記載していない、コントロールセンターですね先ほど注記でありました。
2:53:07	末に使用していないというようなコントロールセンターもありますので、それらもすべて足しますと、こちらの労働センターの方のコントロールセンター台数 15 台になると。
2:53:20	いうところになります。
2:53:22	以上です。
2:53:43	規制庁の井関です最初の質問は、2Dのコントロールセンター。
2:53:51	2Dのロードセンターの不カーリストにある非常用CCが、
2:53:56	7 面、
2:53:59	って書いてあって、合計が 1824 ってあって、
2:54:03	この 7 面と 1824 というのは、16 ページでいうとどれですかという質問だったんですけども、それに対する回答は何でしたっけ。
2:54:19	中国電力の尾川です。
2:54:23	17 ページの方ですねコントロールセンター一覧がございますが、
2:54:29	16 ページ。
2:54:30	そのコントロールセンターの一覧表 1 がございますけども、2Dに該当しておりますのが、表の太枠でいくと 2 段目のところ、2D12D2D3、
2:54:44	A、BのDGBの
2:54:47	計装というところが該当しております。
2:54:51	あと、その下のSのRBR/Bのコントロールセンターも該当しております。これらのほかに、ロードセンターに接続されている。
2:55:01	ものがございますのでそれを足しますと、労働センターの 1、
2:55:08	負荷の方に、
2:55:10	負荷容量になるんですけども、こちらのコントロールセンターの設定根拠としては、そちらの安全系に使用して、安全に使用していないものというものは、
2:55:20	割愛させていただいておりますので、実際には、合計がちょっと合わないものになるかなと思います。
2:55:28	以上です。
2:56:07	はい。規制庁の義崎ですちょっとう説明。
2:56:13	ただだとわからないんで。
2:56:16	この台数、
2:56:18	14 ページの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:21	2dと2cの元んとか、7面の近藤センターの内訳と、
2:56:27	この17ページに書いてあるやつ、10、17ページか。
2:56:32	ちょっと関係を。
2:56:35	整理して説明していただきたいんですけど、よろしいですか。
2:56:43	中国電力の尾川です。了解いたしました。ロードセンターの方の設定根拠に記載しております。8面と斜めこちらの内訳。
2:56:54	について、記載を、
2:56:57	検討いたします。
2:56:58	また、コントロールセンターの方につきましても、何が該当しているのかというのわかるように、
2:57:05	検討いたします。以上です。
2:57:09	はい。規制庁の吉崎ですよろしくお願いします。
2:57:15	すいません中国電力の清水でございます。少し補足させていただきます。14ページGのコントロールセンターの台数ということで、2令和7台と、
2:57:28	ということで記載して先ほど尾川が申した通りなんですけど、
2:57:34	15ページ人員のコントロールセンターのその設定根拠の概要というところで、やはり炉心の著しい損傷等に関わるコントロールセンターを
2:57:49	記載しているという関係上、16ページの表1に、
2:57:55	各記載してます2D関係に関わるコントロールセンターが5台と、
2:58:01	その他は2台のコントロールセンター、20から供給してるコントロールセンターがありますが、すみませんちょっと今すぐ手元に図面等がないので、
2:58:14	タービンコントロールセンターとかがあるんですが直接そのへは炉心の著しい損傷等に関わるコントロールセンターではないため、
2:58:26	14ページの記載と15ページ、16ページの記載が少し異なっているということになります。
2:58:33	この辺りは、記載方法、考えてまた別途説明したいと思います。以上です。
2:58:51	はい。規制庁の義崎ですはい。よろしくお願いしますそうなんか。
2:58:55	今の説明で少しわかかったような気がするんですが少し
2:58:59	やっぱり書いてないとわからないんで、今その説明聞いてわかってても、ちょっとそののからくりがわかるように、記載を検討いただきたいと思います。
2:59:13	中国電力の清水でございます。拝承しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:22	はい。お願いします。
2:59:42	規制庁の輸出ですかと。これ記載ぶりだけなんですけど、
2:59:49	13 ページの、
2:59:52	道路センターの
2:59:54	1 ポツの容量の設定根拠で、
3:00:02	3 行目ぐらいに発電所安全停止するために必要な容量港湾系作動時の容量、重大事故した容量のうち、
3:00:10	ロードセンターで最も多くの容量を要するってあって、
3:00:16	コントロールセンターに行くと、同じように、
3:00:21	安全定数と必要容量公安系統重大事故を対応する要領。
3:00:30	のうち、
3:00:32	最大となる。
3:00:35	負荷容量及び、
3:00:38	保全容量なんか若干なんか書き方が最も多く溶炉を要する。
3:00:47	記載が少しぶれているような気がするんですけども。
3:00:51	何か意図があるんですかね。
3:01:07	中国電力の尾川です。こちら、特に意図したものはございません。記載が統一できておりませんでしたので、記載の方、見直しさせていただきたいと思います。
3:01:20	以上です。
3:01:22	はい。規制庁の井関です。記載の統一の方、ここ以外にももしあれば、適宜見直しをお願いします。
3:01:31	はい。私から以上です。
3:02:00	規制庁伊藤ですこちらからは以上になりますけれども、中国電力側から、
3:02:07	なければコメントの確認を使用したいと思いますが、
3:02:11	よろしいですか。
3:02:15	中国電力イタイガワですこちらからは特にございませんので、コメントの確認に入らせていただきます。画面の拳シバサノ少々お待ちください。
3:02:50	中国電力のイタイガワです。画面の方。
3:02:53	ご覧いただいているいただけますでしょうか。
3:02:57	規制庁伊藤ですはい。大丈夫です。
3:03:01	はい、それではNo. 1 ですか。
3:03:03	資料 05-14 ページですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:08	非常用コントロールセンターの負荷台数と負荷の内訳の記載を検討すること。
3:03:15	いかがでしょうか。
3:03:18	規制庁の吉崎です。そうすると容量が、
3:03:23	今7面で1824になってるんで、
3:03:28	これが出ないんですね。だから、負荷容量の委員様先、
3:03:35	斜めになってて、ラーメンがどれだそれ足すと、この値になるのかってのが、
3:03:41	確認したかったので、
3:03:44	F課より引用先について整理して、
3:03:50	整理を検討すること。
3:04:07	はい。
3:04:08	これで全部、
3:04:12	版も明確になるし、負荷容量も明確になる。負荷容量を明確するためには、
3:04:17	盤が明確にならないとわからないので、それで、ここに反映してもらえば、
3:04:24	はい。
3:04:25	でしたわ。はい。その通りですね。
3:04:32	中国電力田山です。承知いたしました。
3:04:36	いいですか。
3:04:37	中国電力の尾川です。1番目のコメントについてなんですけども、引用先というと、この資料の中で、引用し、
3:04:47	できるところがございませんので労働センターのその設定根拠の中で、藤深尾整理するということですのでよろしいでしょうか、そういったでよろしいでしょうか。
3:04:58	はい。労働センターのこの根拠の中でわかるようにしていただければと思います。
3:05:06	はい。中国電力尾川です。承知いたしました。
3:05:09	検討いたします。
3:05:18	はい。規制庁伊藤ですこちらからは以上ですけども、
3:05:22	中国電力から何かありますか。
3:05:26	協力電力イタイガワですこちらからも特にございません。
3:05:30	はい。それでは、ヒアリングあると思いますありがとうございます。
3:05:35	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。